

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

当局より、朝日振興センター長の欠席の届けがございました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問、答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目から項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは質問者の裁量で質問していただくことにいたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内とします。

質問は一般質問者席についてから開始し、終了時間は議長がお知らせいたします。

よろしくようお願いいたします。

順番に発言を許可いたします。

11番、山岸国夫君の一般質問を許可いたします。

11番、山岸国夫君。

〔11番 山岸国夫君 登壇〕

○11番（山岸国夫君） 11番、山岸国夫です。質問通告に基づきまして、一般質問、2点行います。

1点目は、放課後児童クラブの実施見通しについてであります。平成28年12月会議で、町の子ども・子育て支援事業に基づく一日も早い実施を求めました。その時の答弁では、目標の平成31年の一体的な本格実施に向け、環境づくりに取り組むという答弁でありました。平成27年に町が作成した、子ども・子育て支援事業計画の3-2の項で、放課後子ども総合プランに関するものの(3)事業計画では七つほど挙げております。この中では市町村は行動計画策定指針に即し、市町村行動計画に以下を盛り込むということで七つあります。放

課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量。一体型の放課後児童クラブ及び放課後こども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量。放課後こども教室の平成31年度までの整備計画。放課後児童クラブ及び放課後こども教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策。小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後こども教室への活用に関する具体的な方策。放課後児童クラブ及び放課後こども教室の実施に関わる教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策など。そして地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に関わる取り組み。これらを挙げて計画にあがっております。そして、具体的に、市町村の体制と役割についても運営委員会を設置し、教育委員会と保健福祉課が連携を深め、施設整備や活動内容について十分に協議を行うため両者が責任を持つ仕組みとなるよう適切な体制づくりに努めます。(5)のところでは、行動計画策定指針に基づく行動計画について。31年度に達成される目標事業量ということで、最初に、これは表があって、放課後こども教室の整備計画は29年度までの人数が示す、25年度から29年度まで数字で示されております。そして30年度・31年度の目標事業量の数字は、一体型の放課後児童クラブ及び放課後こども教室。ここで平成30年度から分けて計画が出されてあります。その中の2では、放課後児童クラブ及び放課後こども教室の一体的な実施として、平成30年度までに全小学校区に放課後児童クラブを設置するため、既存施設の改築や新たな施策を整備し、児童クラブ専用のスペースを確保します。放課後こども教室と共通プログラムを実施するなど一体的な実施を目指します。3のところでは、小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後こども教室への活用。ここでは放課後児童対策に活用できるよう、運営委員会等で施設の有効活用について協議し、各関係の理解を得ながら施設の利用促進を図ります。特別教室等の一時的な活用も推進しますというような形で計画が作られております。この計画に基づくその後の対応がどうなっているのかを伺いたいと思います。

2番目は、介護職員の育成についてです。これも私が平成28年6月会議において、介護職員の育成について提案をいたしました。町内の介護施設における介護職員の年齢構成は40歳から50歳が多く、若い人達の人材育成が急務であることはその時に町も共通認識していることを確認しております。その中で、給付型の奨学金について制度設計を検討しているという回答をしております。その後の対応について伺いたいと思います。また、介護職員の待遇改善について、南会津会や関係する町との協議がどのように行われたのかを伺います。

以上、2点であります。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） おはようございます。

11番、山岸国夫議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、放課後児童クラブについてであります。まず放課後子ども総合プランの実施体制については、現在、関係課で連携して対応しており、活動内容等についても検討しているところであります。本プランの事業実績については目標事業量に対しての実績であります。平成28年度の放課後こども教室は目標75人に対し71人、平成29年度は目標69人に対し64人と、概ね目標値に達しているところであり、引き続き目標達成に向けて取り組んでまいります。次に、放課後児童クラブの実施見通しについてであります。同クラブは厚生労働省が所管し、共働き家庭の概ね小学校1から3年生を対象として、放課後等に適切な遊びの場や生活の場を提供するものであり、専任の指導者を配置し年間250日以上の開所が必要となるなど、当町の現状では実施に向けての課題が多いものと認識をしております。現在、只見町で児童対策事業として取り組んでいる放課後こども教室や子育てひろば事業、夏休み子ども教室などにより、週5日の放課後対策や夏休み期間中について、一定の安全・安心な子どもの居場所が確保されているものと考えておりますので、現在の事業を継続しながら、今後のよりよい児童対策事業のあり方についても検討してまいります。

次に、介護職員の育成についてであります。まず給付型奨学金についてであります。山岸議員のご指摘のとおり、町内で南会津会関連の五つの介護施設における職員の平均年齢は約46歳、年齢構成も40歳から50歳が多い状況であることは事実であり、今後の若い人たちの人材育成が大きな課題であると認識をしております。そのような中、給付型奨学金については、昨年の12月会議において中野議員のご質問に対してお答えしたとおり、国・県の動向を踏まえながら、各課等で所管している既存の奨学金についてそれぞれ課題を整理し、必要な見直しを図っていくこととしております。次に、介護職員の待遇改善についてであります。南会津会のこれまでの具体的な処遇改善といたしましては、給与改善手当が平成21年12月から月額1万5000円、特定給与改善手当が昨年の6月から夜勤をする介護職員及び看護職員について月額1万4,500円、日勤をする介護職員について月額4,500円などが支給されております。南会津会における処遇改善については、同会事務局会議、施設長会議にて内容検討のうえ、理事会、評議員会における議決を経て施行されるものであり、

施設運営状況等を踏まえて南会津会において判断するものと考えております。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 2問目からは項目ごとに行いたいと思います。

最初、放課後児童クラブの見通しの関係でありますけれども、私がこの質問をしているのは、この町のプランに基づいて、平成31年度の開始時期。これを明確に掲げているわけですが、今の回答の中には年度を区切った回答になっておりません。この間、先輩議員と含めて、学童保育、いわゆる厚労省管轄の保育のあり方について提案してきました。その当時は週3日でしたけれども、その後、週5日に拡大され、学校が開校されている時期については週5日、放課後の子供の養育がみられているということで、その部分では前進して良かったなというふうに思っております。ですから、これは国の法律に基づいて、さらにこの子育て対策どうするかということの関連だと思うんですが、その方向で教育委員会所管でやるのか。厚労省所管の流れでいくのか。その辺をこの間、町のほうも見極めてきているというふうに思っております。この後のあの、議事の中で、議案7号で、只見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例というのが提案される予定になっておりますが、私はこの一般質問通告出した時には、まだこれ出てませんでしたので、これを、この議案を見ると、厚労省管轄の子育て対策をとるのかなというふうに私は回答がくるものだというふうに理解しておりましたけれども、そういう点で、いくつか最初に確認をしたいと思います。これであの、最初に利用実績についてそれぞれ人数出されておりますが、これ、3箇所で行われておりますけれども、それぞれ3箇所、只見・朝日・明和。これのそれぞれの人員を教えてくださいのと、それと、スポ少との関係で、これの扱いがどんなふうか、まあ人数が少なくなっているのか。その辺の関係も教えてくださいとお願いします。まずそこをお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） ただ今の人数の件につきましてのお質しにお答えいたします。こども子育て支援計画に基づく人数、目標人数ということで、29年度は目標69人に対して64人ということで、こういう数字がございますが、実際今、人数については変動しておりますので、現在つかんでおります人数でお答えしたいと思います。まず放課後児童対策として本町においては二つの事業を行っております。一つは、放課後こども教室ということで有

償ボランティアの方によります放課後児童対策でございます。こちらのほうの対象は小学1年生から小学6年生まで。そして、もう一つ、子育てひろばということで行っております。こちらのほうは事業者に委託をして行っております。対象は小学校1年生から3年生までです。人数のご質問ですが、只見地区のこども教室、放課後こども教室には17名。子育てひろばには19名。朝日のこども教室には12名。子育てひろばには16名。明和のこども教室には27名。子育てひろばには30名が参加しております。スポ少との関連でございますが、子育てひろばのほう、子育てひろばのほうは主に運動を中心に行っておりまして、小学校1年生から3年生まで対象ということで、この子育てひろばの4年生から6年生まではスポ少のほうに参加するということでのバランスをとっているというところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 人数はわかりました。それで、再度、この確認なんですけど、このプランとの関係でね、条例も出されてます。そういう点では、この、今後のより良い児童対策事業を検討してまいりますと、検討するとなっているんですが、ここでは年度の指定がないんですよ。いつまでにこれを、今の体制を変えるのか。その辺の見通しっていうのは具体的にはどうなんでしょう。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 放課後児童クラブの実施の見通しということで、先ほど委員のほうもおっしゃいました、議案の第7号のほうで条例のほうの制定を上げさせていただいておりますが、そちらのほうの概要としましては、放課後児童クラブを実施するためには、その条例制定が必須の要件ということで定められておりまして、そのために今回制定させていただく内容となっております。で、今後の予定としましては、今回その条例を制定させていただいて、平成30年度におきまして教育委員会も含めた中で一体的に進められるかどうかも含めて検討してまいりたいということで、現在の状況ではございます。現在あります只見町子ども子育て支援事業の中の一体型の放課後児童クラブ関係についての目標事業ということで、その当時、策定はしておりますが、先ほど委員もおっしゃったように、放課後の子どもの居場所の確保関係については週3日から5日に拡大されたということもございまして、その辺も含めて、今後、保護者の方のニーズといいますか、状況等もお聞かせいただきながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） いつまでっていう、まだ区切りがないですけども、それで、これと関連していくつかまたお聞きしたいと思いますが、この間、夏休みも、これは夏休みこども教室開かれておりますけども、これの夏休み期間中の開催した日数と人数。これを示していただいて、そしてさらに、これからの放課後児童クラブにおいても、これらのことは夏休みも継続して行うのかどうかをまず伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 夏休みのこども教室については、夏休み期間中でお盆の期間は除いておりますが、その日数、細かい数字については少し時間いただいて報告させていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） これからの見通しということでございますが、現在あの、関係課、そして関係団体等と打ち合わせを進めておりまして、30年度の取り組みについて、二つの点で改善をしていきたいというふうに考えております。一つは、こども教室、子育てひろばのさらなる安全の確保ということで、現在あの、放課後こども教室についてはボランティアの方々を中心に、各振興センターを中心に活動しております。そこに教育委員会の社会教育指導員が出向いてですね、コーディネートして、コーディネートといいますか、運営にあっているのですけれども、平成30年度からはですね、振興センターのほうでですね、その連絡調整といいますか、安全確保の分を図ってもらう方向で話を、協議を進めております。もう一つは、これまで、29年度まで、こども教室と子育てひろば、別々の事業として行っておりますけれども、といいますのは申し込みも別々で、出欠の確認等もですね、それぞれでしたけれども、そういったところにおきましては、利用者の方、保護者の方、そして子供、児童もですね、不便な面があるということで、その窓口を一つにしまして、振興センターを窓口にして休みの連絡とかですね、そういったものをするということで、地域の子供は地域で育てるという観点から30年度は事業を推進してまいりたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 今、教育次長のほうから、関係団体と連絡しながらという、この関係団体というのはちなみにどこでしょう。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） まずこの子ども子育て支援計画を策定しております保健福祉課と

ですね、教育委員会。そして、振興センター。そして、子育てひろばの事業をしております只見コミュニティークラブと打ち合わせをしながら、協議をしながら事業の新たな形を今考えているところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 利用者が利用しやすいような対応ということで、前進しているというのはわかるんですが、それであの、これからのこの計画の中で、今現在、このこども教室、それから子育てひろば、これら、私の認識だと、利用料はお菓子代だけだというふうに理解しているんですが、それでいいのかが一つ。それから今後のその、条例も改正して、対策事業を行っていくうえで、この保護者負担。それと町の負担関係。これは今の現状のままですね、一言で言えば、いわゆるお菓子代程度ということでこれは継続していくということで理解していいのかがどうか。そこもお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 現在、今、教育委員会で行っております事業につきましては、児童、一体型のといたしますか、目指しているところの、放課後児童クラブって先ほど話がありました、厚生労働省の事業に則った事業にまだなっておりませんので、そういった、今回、条例の提案がありますけども、そういったものの中でしっかり、そういう組織、運営体系、そういうものは整った段階で、改めて利用料を、保護者負担等については考える機会が必要になるのかというふうに考えておりますが、当面は現在の利用料等については、事業につきましては現在のまま維持していきたいというふうには考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 是非あの、今後もですね、子育て支援、30年度予算の中でも保育児の、中年の、中年というか、さらに年齢を引き下げて、対応するような対応出てますのでうれしいことではありますが、こういう点でも子育て支援の関係で保護者負担。今よりも多くならないように是非とも検討していただきたいというふうに思います。いろいろあの、教育委員会管轄やら、厚労省管轄やらで、国の法律も複雑になって、町の対応も大変だと思いますけれども、やっぱり働いている親が安心して子どもを預けていくということで、そういう点で町のほうもこの検討、早急な対応をお願いしたいと思います。

で、次の点の、介護職員の関連でありますけれども、町と私の認識は大体同じですけれども、そういう点で、ここの介護の職員の、この処遇改善のところ。最大の問題は国がここに

お金を出さない。社会保障の（聴き取り不能）をカットして、さらに介護施設への報酬の引き下げ。ですから、そういう点では、介護の運営しているところは、全国的にいけばこの間、多くの民間の事業所が閉鎖して、介護難民も生まれているというような状況にあります。そういう点で、この只見町における介護施設は、年取ってからも安心して住み続けられる。そしてまた同時に、介護する側にとっても安心して住める貴重な施設であります。そういう点で、この施設の重要性。特に全国的にみても、この介護の職員。それから今朝も報道されましたけど保育園の保育士。それから看護職員。これらが特に今、全国的にも少なくて奪い合いになっているというような状況の中で、これは町の職員じゃないんで、これは私も、それ前提でこれ質問していて、町長が南会津会の理事になっていると思うんで、そういう点では、これは町長は是非、引き続きですね、南会津会のこの理事会の中で施設の処遇改善を国に継続して国がお金を出すように、是非、求める取り組み、これは前回は提案しておりますけれども、これもやはり強く進めていくことが必要だというふうに思います。で、国民健康保険税でも、全国知事会や全国市長会などが、6団体がやっぱり政府に解約を許さない。そして、もっと金を出してほしいということで1,700億円、前年度までは国が出してきた経過もあります。そういう点ではやっぱり、現場からの声を大きくして、国がやっぱり必要などころに必要なお金を出す。削るんじゃなくてお金を出して、現場が仕事をやりやすい。そして、職員の方も働きやすい。その環境をつくるうえで是非ともそのリーダーシップをとっていただくことが、この改善を図るうえで大事だというふうに思うんですが、町長、その辺での、南会津会での理事会での動きや、今後の町長としての姿勢としての対応を伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 南会津会が運営しておりますあの福祉施設につきましては、今非常に国の基準が変えられまして、経営的には非常に厳しいところがあります。ということは、ひとつ、今回も予算のほうでお願いしておりますが、あさくさホーム開設以来、赤字運営という形になってます。それはあの、国の基準の見直し等によるものというふうに理解しております。その他の施設につきましては、当初、施設ができた頃につきましては黒字経営で積み立てもある程度できている施設が多いんですが、現在はほとんどの施設が赤字経営体質になっています。それはあの、国の考え方のほうで、地方自治体もそうでしたが、基金とか、そういった貯金をいっぱい持っているというところからの締め付けのせい、なのかどうか。そ



の点はまだ憶測のところではあるんですが、そういったことで、非常に国の基準の見直しが行われて、非常に経営的にも、それからその中で一部、介護職員には手厚いという報酬はされていますが、実質、経営のほうに響いてきているという悪循環が今起きているところがあるように思っております。それと、南会津郡内全体ではそれなりの施設が出てきております。それで、将来的に、その待機者が減ってきてますので、施設が増えてますから、将来、今度は施設ごとの競争になる場合が出てきておりますので、そういったことも危惧しながら、郡の町村会等の中で議論を今しているところです。そういったところであの、まあ、機会があれば国に対しては、ほかの団体との、一緒にそういった形で要望はしていくように努めておりますが、さらにあの、管理者会等の中で議論をしながら、この点については要望を強化していきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） たしかにあの、国の基準見直しで、介護の施設は今大変な状況に置かれているというふうに思います。で、先ほどの答弁あった、この特定給与改善も、この夜勤をする介護職員について月額1万4,500円。それから日勤の人は4,500円ということで、これらもやっぱり働いている人たちにとっては、同じ職員の中で夜勤をする人は賃上げが大きい。夜勤をしない人は低いということが行われました。そういう点では、全国平均でも介護職員の人達は、全国平均の労働者の給与賃金体系よりも10万円ほど低いというふうにこの間言われております。その点でもこれだけの賃上げでもまだまだ大変なところにあると思います。聞くところによりますと、50代の介護職員の方で20万円ぐらいしか手取りないんだという話も聞こえてきます。そういう点では、皆さん、過酷な状況の中で働いていると思います。で、町のおしらせばんで求職案内載っておりますけれども、この中でもやっぱり介護職員の関係の方、臨時で大体13万から16万ぐらいの間だったと思いますけれども、これも16万というのは夜勤をやったの金額ですから。で、それから様々な控除額を引けば、16万、総支給額でも所得税、それから税金引かれればね、13万ぐらいになると思うんですね。これ、毎回、大体、見ていると、職業案内に出てきます。そういう点ではやっぱり手がない。そして、給料が低い。ここが最大の問題かなというふうに私は見えています。そういう点では、ここ、本当に、只見町の将来を考えましても、やっぱりこの処遇改善という問題。これやっぱり大きな声で政府に迫っていく。国がやっぱり必要なところに福祉関係予算にきちっとお金をまわす。このことがない限りはこの打開策はありませんの

で、是非、そういう点では、町長、頑張って、声を大きくして、ここを関係団体と共に町も挙げて政府に予算の増額を求めていくように頑張ってもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） ご質問の考え方、私も非常に同感に思っておりますので、機会があるごとに、そういったことに対して、南会津郡あるいは他の会津全域との議論の中で、そういったことを要求しながら、共にあの、国に対して要望してまいりたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 最後に、奨学金の、給付型奨学金の問題ですが、ここもこの、検討中のままでありますので、この政府の動向というよりも、これは町独自でどうするかと、今の現状ですね。40代・50代、強いては60過ぎの方も、辞められずに、肉体的にはきつけれど、やっている方も見受けられます。そういう現状で、平均年齢は46歳になってますけれども、ちなみに、もう60代後半の方も、辞めたいんだけど辞められないんだと。辞めれば施設の運営が立ち行かなくなってしまうということもあってね、そういう声も聞かれます。そういう点では、この、若い人、早く、この確保していくという点でも、これは給付型で、そして学校を出て只見に就職していただければ給付費については返さなくてもいいということになるわけで、只見で育った子が、只見で就職して、そして只見の皆さんのお役にも立てるし、そして今後の時代も担っていくということで、これは介護の施設のみだけじゃなくて、やっぱり只見の今後の将来にとっても大事な一員じゃないかというふうに私は思っていますので、これ町独自でも、是非早急にここの対応をお願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今ほど山岸議員のお示しいただいた奨学金関係については、特にあの、介護・福祉関係について保健福祉課で担当しておりますので、そういったところで平成30年度中に一定の方向が出せるように内部検討のうえ、町長にも認めていただける内容で検討してまいりたいと思っております。

尚、先ほどのご質問いただきました夏休み子ども教室の実績でございますが、対象児童については20人でございます。夏休み期間中、先ほども申し上げましたが、お盆前後を休みとしておりますので、実質、活動した日数は21日でございますのでよろしくお願ひしたいと思います。報告が遅れて申し訳ございませんでした。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） それでは、30年度に内部検討するという事なので、これは是非、早急に実現できるように要望して私の質問を終わります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これで、11番、山岸国夫君の一般質問は終了いたしました。

続いて、8番、目黒道人君の一般質問を許可いたします。

8番、目黒道人君。

〔8番 目黒道人君 登壇〕

○8番（目黒道人君） それでは、通告に基づきまして一般質問いたします。

今回はですね、1点です。質問事項としては、町長が考えるこの町の展望についてということ伺います。この5年ぐらいの間にですね、これから先、JR只見線の全線復旧工事が始まりまして、それから今、まさにやっています八十里越えの、289号線八十里越えの開通。それから東京オリンピックも2020年には開催されまして、それによって訪日外国人が日本に来て、またそういった方々が日本の地方にも今向かっていると、そういったインバウンドなどですね、これはもう、我が町にとって重要な時代を今迎えようとしているところだと思います。こうした背景踏まえまして、やはりリーダー、町長のビジョンというものを、これを伺いたいと思います。町長の意欲的な展望についてお話伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 8番、目黒道人議員のご質問にお答えをいたします。

私が考えるこの町の展望についてであります。私は目黒議員のご質問にもあるとおり、今後5年程度の間にはJR只見線の全線再開通や国道289号八十里越の開通など、当町を取り巻く環境が非常に大きな転機を迎えることから、これこそが交流人口の拡大、ひいては地域振興につなげていく絶好の機会と捉えております。また、近年、町内においても外国人旅行者を見かける機会が増えてきており、今後、東京オリンピック・パラリンピックも開催されることから、更なる増加も期待されます。これら町を取り巻く状況を活かしていくためには、当町の魅力を更に高めていく必要があることから、東北以北で唯一、只見ユネスコエコパークとして登録された世界にも誇れる自然環境・歴史・文化などの豊富な資源を活かしてまいりますと考えております。よって、今後、当町の見所や取組などを満載したホームページ等

を充実・強化することにより、当町の魅力をわかりやすく発信してまいります。また、国道289号八十里越えの開通の1、2年前には道の駅を整備することとしております。道の駅の整備を通じ、当町の観光・交流拠点の基幹施設としてさらなる情報発信力の強化に努めてまいります。新年度からは、観光交流分野についても副町長を筆頭にプロジェクトチームを立ち上げて庁内横断的・総合的に検討していくこととしており、当町のさらなる発展に向けて、JR只見線の全線再開通や国道289号八十里越えの開通など町を取り巻く環境の変化を最大限追い風とすべく取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） では、再質問いたします。

昨日の一般質問でも、やはりあの、町長のこのビジョンに関しての質問、結構あったのかなと思います。それだけあの、関心が高いというところだと思います。でまあ、答弁の中にもありましたように、只見ユネスコエコパーク。これはもう私もそうだと思います。昨年9月の一般質問ではですね、ブナサミットを何故やめてしまったのかといった、ちょっと問いかけをさせていただきました。僕なんかが言うまでもなくですね、このユネスコエコパークというのは、只見の町民憲章の理念にもかなった大事な、大切なアイデンティティーだなというふうに思ってます。それで、その後にご検討いただけたんだと思いますけども、今年の10月には全国ブナ林フォーラムということで開催を予定されているということで、これは本当に良かったなと思ってます。まあ、本当、規模の大小ではなくてですね、こういったアウトプットがあるということ自体すごく大事だなと思ってますので、尚、是非、開催にあたってはですね、パブリシティも大いに活用して、メディア向けにですね、どんどん告知していただいて、どんどん露出して行ってほしいなと思います。なんといっても自然首都宣言から10年という節目の年という、この節目のタイミングは逃さないようにですね、是非していただきたい。マトンケバブもですね、この間の雪まつりで10周年ということ迎えて、タオル作って配ってみたりとかですね、祈願花火も上げさせていただきました。これによってですね、大勢の方におめでとうと声かけて、温かい声かけていただいたりすることができました。やっぱりこの節目節目でですね、やっている事業を覚えていただくということは非常に大事なことだと思いますので、是非、全国ブナ林フォーラムも自然首都宣言10周年ということ絡めて、展開していただきたいなと思います。

で、まあ、ちょっとこれはですね、ちょっと残念な話になるんですけども、今年もですね、アースデイ東京、4月に開催されるわけですが、こちらにあの、只見ユネスコエコパークとして出店いただきたかったなということで話を、課長とはさせていただいてました。総合政策課長ですね。以前にも、一般質問でお話しましたが、アースデイ東京っていうのは、日本最大級の環境系市民フェスティバスということで、土曜日・日曜日の開催で12万人の方が訪れる。まさにこの、只見ユネスコエコパークをPRするにはもってこいの機会なんですね。でまあ、ちょっとこの間ご相談したこの出店の件ですが、その後、ご検討いかがだったでしょうか。総合政策課長。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） アースデイ東京の件のお問質しでございます。昨年、一緒に参加をさせていただいたという経緯がございます。本年、本年といいますか、本年4月22日でしたかね、に予定をされているというようなことなんでございますけれども、ちょうど時期的にも非常に業務が多忙で、昨年度もなかなか厳しい中で出席をさせていただいたという経過がございます。目黒議員おっしゃるとおり、外へ出てPRに努めるということ、非常に重要だというふうに考えておりますが、ちょっとあの、業務の関係で、業務、職員の関係もでございますけれども、そのあたりで今回、今年については参加がちょっとできないというようなこととお話をさせていただいておりますが、違う機会を通じまして、目黒議員がおっしゃっている対外向けへのPRというようなことを実施をしていきたいというふうに考えております。尚あの、2月の下旬にですか、野村総合研究所のビルにおきまして、1週間程度、そのような対外向けのPR活動も実施はしてきております。今後、30年度におきましても、あらゆる機会を通じまして、同様に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） ちょっと残念な回答だったなと思います。やはり、忙しかったり、人手が足りないというのが、今ちょっと、あると思うんですが、これ実は去年もですね、同じことおっしゃってらっしゃったなと思います。でまあ、去年も人手がないからということで、観光協会と、それから商工会。それからうちのセイワから1名出してですね、これ、ちょっと、会社で負担するわけにもいかないんで、個人的に旅費を出してですね、去年は出店してきたわけなんです。で、なんで、そうやって無理やり出店してきたのかというと、去年は前例がないから出られないということだったものですから、それなら前例つくっちゃおうとい

うことで去年出たというのが経緯としてあります。これはちょっと、僕の見積もり甘かったなと思うんですけど、役場は前例さえあれば、自動的に毎年やってもらえるものなのかなと思ってたんですが、ちょっと甘かったなと思ってます。それはしょうがないとして、ただ、去年と変わらず、人手不足だという状況を未だに引きずっていることがちょっと問題かなと思ってます。課題はわかっているのに解決できない。というのは結構な問題だと思うんですが、町長、この件、どうお考えでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 職員が全部その、町外まで出てやるものについて、やはり時期とか、そういったものでは非常にあの、課題は出てくると思います。ということは、どうしても職員については限定されますので、やり方の工夫といいますか、そういったことを検討していく必要があるのかなというふうに思ってます。ということは、思いつきのような話にはなっていますが、こちらからその地方に出て行っていただいている方に、その事業を委託するとか、そういった手法が、とりあえず民間に委託する分ができれば、職員対応とか、そういったものは少なくなっていくと思いますので、そういった手法がないと、なかなか、年間事業の中で、それから3月・4月というのは年度末、それから新しい年ということで、非常にあの、日程的に忙しい時期に重なってしまいますので、年間を通じてイベントとか、そういったあの、こういったものについては、できるだけ出席して、町をアピールするというのは非常に良いことだと思いますが、やはり、どうしてもあの、選ばざるを得ないということが出てくると思いますので、その辺はあの、まあ、やり方といいますか、参加の仕方についても、ちょっと議論をさせていただければというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） まあ、出店の件に関しては、なんていうんですかね、いろいろ考え方はあると思います。僕もこれ、必ずしも出かけていくことばかりがPRでもないなと思ってますし、ただあの、良い機会なんですということで、是非とは思いますが、ただその、今、この課の中に抱えている問題というのはですね、そういった、出かけて行けるか・行けないかということでなくて、やっぱり人材がないという、これがもう一番問題なんじゃないかなって思うんですね。なんていうのかな、まあ、ちょっと前まではうまくいったのに、突然、うまくいなくなっちゃってるというのがあって僕は去年から見ているんですけど、で、それ、なんでかっていうと、やっぱり人事異動があったせいかなというふうに考えるわけなん

です。で、庁内見渡せば、役場の庁舎内見渡すとですね、決して人材いないわけではないんじゃないかなと思うんです。ただ、どうしてもこう、人事異動があるものですから、別な部署にいて、別な業務をしなきゃいけないというのが、今その、課の中で問題に、問題というか、直面している課題はそこにあるのかなと思います。これはちょっと、僕もその、なんていうのかな、役場の内部のことなのでちょっと僕もわからないんですが、その専門知識やノウハウを持った職員が、突然、全然違う分野の部署に異動させられてしまうというのが今あると思うんですね。でまあ、総合政策課ばかりじゃなくて、いろんな部署でそういったこと、今起こっているんだと思いますけども、いろんな部署経験することでオールマイティーな人間を育てようという、そういった考え方は勿論理解できるんですが、ただもう一方では、プロを育てるといった観点も、これ例えばもっとあってもいいのかなと思います。やっぱりその専門の知識がある程度の期間、年数で在籍しているメリットというのものもあるのかなと思うんですが、やっぱりこう、それで人がいなくなっちゃって、特定の職員に仕事のしわ寄せがくるとい状況はですね、ブラック自治体なんて言われちゃうとやだななんて思うんですけども、例えばそういった専門的に、職員を配置したりとか、こういったことというのはできないものではないでしょうか。町長。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 職員の配置といいますか、その人事異動につきましては、町が抱えるその時代といいますか、その時期の事業を進行するうえでの、最も有効であろうと思われる配置を毎年やっておるわけですが、その中であの、特定の専門員というところにつきましては、近年、ブナセンター等のところで雇用はしておりますが、ただあの、将来のことを想定した場合、専門職を全て育てるといわけにもいかないものですから、将来は管理職になっていただくにしても、それなりの町の情勢を知ったうえで、熟慮したうえで、管理職とか、そういったところにも上がっていただかないと、行政運営というのは非常に難しいところが出てくると思いますので、そこを考慮しながら配置をしていくという考え方で取り組んでおります。それと、今年度の場合、新規採用ができませんでした。ということは、少し、募集の段階から工夫をしていかないと、優秀な人たちに応募していただくチャンスをつくると思いますか、そういったところに力を入れながら、その将来の職員構成をしっかりとやっていながら、その町づくりに向けた職員配置というふうにしていきたいと思います。ただあの、専門的といいますか、考え方だと思うんですが、その職、福祉なら福祉のプロだけでいいか

ということではないんですが、福祉も知っている、防災もわかる、土木建設もわかる。そして、財政もわかるというような、全体的に、浅くても、広くても、見渡せる人間も必要ですし、専門のところも必要になってくると思います。そこはあの、その時代の中で適正な配置に努めていきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） まあ、やっぱりそういったジレンマはあるんだろうなと思いますけれども、特にこのユネスコエコパークっていうのも、先ほども言いましたように非常に大事な部分でして、またはそういった学術的な報告が必要であったりとか、これはもう、本当、プロでないと無理だなんていうところはどうしてもこれはあるのかなと思いますので、尚、今後の人員配置に関しては、そういった部分も慎重にやっていただきたいなと思います。

それで、ちょっと話をPRの部分にちょっと戻したいんですけども、僕、わりと毎回、PRのことにこだわってですね、ちょっとお話をさせていただいてますが、どうしてそういうこと言うかっていうと、やはりこの、我々町民にとって、このユネスコエコパークの素晴らしさっていうか、認定されている只見の素晴らしさっていうのは、正直、どう受け止めていいのかわからない、実感しにくいのかなっていうのが正直、町民の皆さんも思っていると思うんです。まあ、ある意味こう、只見はですね、いろいろ、食べ物にしてもおいしいし、水もうまいし、空気もうまいし、恵まれた環境にいるわけなんですよ。そうなってくると、どう恵まれているのかがよくわからない。これはその、外部のほうから褒められるとかですね、羨ましがられないと、なかなか実感できない。その気になれないとか、そういったところがあると思うんです。やっぱこう、よそから来た人に、只見、良いところですねとか、ごはんおいしいですねとか、言ってもらって、そういったフィードバックが町民に対してあることで、ああやっぱり、只見って良いんだなっていう、その足元の素晴らしさに気づくことができるんだろうなと思うんですね。で、気づいた人っていうのはもう、そこから自発的にこう、対外的にですね、どんどん自慢ですね、やっぱり只見の良さっていうのはどんどん自慢したくなるんじゃないかなと思いますし、この最初の、循環の最初っていうのは、やっぱりこの交流であったり、そういった交流の気づきだと思いますから、では、その交流作り出すのはやっぱりPRだなと思いますけれども、この件は副町長に伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 副町長。

○副町長兼環境整備課長事務取扱（橋本晃一君） まさにあの、私が外から来た人の典型って



ということになるかと思えます。本当にあの、まさに只見ユネスコエコパークに代表されますように、本当に素晴らしい自然環境ということで、ちょっとしたところで、以前、ちょっと、ビュースポットの話なんかもちょっと出たことがあったかと思えますが、私は本当にこの、ビュースポットというか、もう只見町丸ごとビュースポットなんじゃないかなというふうに考えてもおりまして、また先日、先ほど町長答弁にもありました、外国人観光客の方、たまにこう、特に駅前近辺で見かけることが結構あるんですが、なんてことないところで記念撮影とかしているんですよ。ちょっと、おそらく、雪山とか、ちょっとバックにしているんだと思うんですけど、まあ、そんなことで、おそらくここにずっと住んでる方からすると、なんてことがない景色であったりするところも、非常にまあ、私であるとか、外から、外部から来た人からすると非常に新鮮にですね、映るということで。ただ、一方ではそういうことを来て初めてわかるということだと思います。なので、それをいかにこう、外にこう、うまくですね、PR、発信していけるかっていうのが、非常に大きなカギを握っているんだと思うんですけど、やはりあの、これも今まで何回も言われてきたことではあるんですが、まあ、おそらく、今、ホームページでの発信というのが非常に、まあ、PRのキーコンテンツなんだと思うので、その辺の充実強化が非常に大きな課題だと思っています。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） 副町長、なかなか良いことおっしゃいました。やっぱり、そういった、副町長、やはりね、ほかから来られたという視点を持っていらっしゃるし、是非そういったものとPRと繋げていただきたい。今、答弁にありましたように、なんてことない景色をですね、我々町民からすれば日常の景色を写真に撮っている旅行者を見かけた。もう、これ、まさに、たぶん、ね、いわゆるインスタ映えすると。雪のでっかい壁とかですね、やっぱ、これなんじゃないかなと。たぶん、撮った写真そのまま自分で見るためにたぶん、撮ってないんだと思う。絶対それはSNS通じて、お友達とか、もしくは外国にね、どんどんそれを発信されるんだと思いますので、まあ、是非、このPRに関して、やっぱりこのSNSの活用というのはね、今、すごくまあ、低コストで伝わりやすい。これはやっぱ使わない手はないなというところだと思います。この間の雪まつりではですね、フェイスブックの雪まつりのイベントアカウント、こまめに更新されてまして、これはなかなか良かったかなと

思ったんですが、これ、例えばですけど、その投稿に関しての運用のガイドラインというのは何かありましたでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 雪まつりPRのためのSNS、フェイスブック等で発信をしてございますが、特にそういった参加の規定というのは特に設けていることはございません。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） ちょっとそこ伺いたいんですけども、これは、課の中で、なんていうんですかね、担当をこう、交代で、アップロードしていた状態なのか。それとも特定の担当者決めてのアップロードであったのか。これはどうでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） これはあの、担当を決めております。特にあの、地域おこし協力隊であったり、やはり外からの目線というか、そういったのも大切にして、それを中心に情報の更新をしてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） 担当制ということですので、やっぱりその、ある特定の方がアップロードされるっていうのはですね、まあ、その方の、なんていうんですか、いわゆるマナーというか、そういったものが反映されることになると思いますので、それは良かったかなと思うんですが、是非ですね、その中でも、例えばその、SNSの、まあ、利点でもあり、困った課題はやっぱりその、話題がですね、ちょっと、言葉の端々を上げ足とるような、炎上とったこともあるわけなんですよ。不用意な言葉を用いてしまったりとかですね。こういったマナーを学ぶっていう機会も、是非あの、機会をつくってですね、やっていただきたいし、それからあの、今回はもう担当者一任という形で迅速な更新ができたんと思いますけれども、まあ、例えば、ね、なんていうのかな、課の文書をまわすかのようにですね、課内で回覧をして課長が決済をしないとアップロードできないとかですね、こういった時間がかかるようなプロセスだと、あんまり、SNSってこう、新鮮味がなくなってしまうので、こういった部分も是非、若い職員を中心にですね、SNSの使い方の勉強会などやってはいいかがでしょうか。実はこの件に関しては、町長にちょっと、僕、以前にちょっと作った企画書があって、見ていただいていますので、ご検討いただきたいと思います。それによって、もっとタイムリーにですね、このインスタ映えする只見のユネスコエコパーク、こういったも

のをどんどん発信してほしいなと思います。

それで、ちょっと、ホームページのことで、ちょっと気が付いたところなんですが、答弁書にもあります、今後、当町の見どころや取り組みなどを満載したホームページ等を充実強化する。これ、是非やってほしいんですが、ちょっとですね、気づいたことがちょっとありますので、ちょっと今、話したいんですけども、もしかしたら今日、この時点ではもう修正済みかもしれませんが、只見町雇用促進及びU・Iターン促進情報というページがですね、役場のホームページにあります。そこにU・Iターン促進助成金と、それから雇用促進奨励助成金の各要綱へのリンク、PDFなんですが、が貼ってあるんですけども、これ、どっちもクリックしてもU・Iターン等促進助成金の要綱にリンクするという、これ、ちょっとミスがあったんですね。で、これはですね、まあ、ホームページ、業者さんが更新されるということになってるのかなとは思いますが、中身のチェックというのはやっぱり担当部署で、各部署でやっていただかないといけないなと思います。僕も以前は、東京でこのウェブサイト制作の仕事をしてた、勤めてましたので、わりとこういった凡ミスというか、コピペして終わりというようなパターンなんですけど、わりとあることなんですよね。で、そうするとやっぱり、これってやっぱり制作側、業者さんてなかなか気づかない部分なんです。中身の値のことでありますから、それはやっぱりその、各担当の中でやはりチェックしていただかないと、で、それからあの、この件をちょっと、課の担当の方とちょっとやりとりしている中で、いや、ちゃんと直ってるよっていう話もあったんですよ。これ、どういったことなのかと、もしかしたら、庁内はイントラネットでやってますから、もしかしたら古い情報を見てるのかななんて思ったんですけども、この食い違い何かなといったら、要綱のリンク貼ったページはもう1個別にあってですね、二つあるんですよ。この紹介しているというのは。で、そうすると、ちょっとごめんなさい、ちょっと、ご覧になってないと何の話かわからないかもしれないですけど、サイトの構造をですね、ちょっともう一回検討していただいて、できればファイルは一元化して、間違いのないようなことも検討してほしいなと思います。それで、この助成金がつくられてから、それなりに時間は経っていると思うんですが、こういったミスですね、ホームページのリンクの間違いがあるよっていうことで、問い合わせはあったりしたでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 大変あの、申し訳ございませんでした。只見町雇用促進及びU・Iターンの促進情報ということで、トップページから入っていただいて、そこからあの、各助成金への、要綱へのリンクが貼られているという状況は認識をしてございましたが、確実にその対象のものがリンクされているものというふうに私は認識しておりましたので、そういうあの、指摘をいただきまして、大変あの、私のほうも、これ、十分気を付けなければならぬというふうに改めて反省をしているところでございます。尚あの、ご指摘いただいた誤りへの、今までの一件でございますが、特にはございませんでした。ですがあの、それも含めまして十分点検をして、今後、誤りの情報を発信しないように気を付けていきたいというふうに思います。すみません。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） まあ、おそらくそうだろうと思います。特にね、問い合わせないんじゃないかな。たぶん、そんなに影響ないんだと思います。ただ、影響もなければ効果もないということだと思ひまして、誰も見てないし、見られてないんだらうなど。で、やっぱりこのホームページに載せればですね、世界中の人が見てくれるといったもう幻想は捨てていただいて、より効果的な情報公開のあり方については、もっと模索していただきたいですし、まず何より、一旦、ちょっと、ホームページ、絶対ですね、一旦ちょっと、各課で、担当課のサイトにリンクがあれば、ちゃんとリンク貼られているかなと、こういったチェックも是非やっていただきたいなと思います。

すみません。ちょっと、また、娘から風邪をもらってしまいまして、どうもなんか、前回に引き続いて、毎回、風邪っぴきですみませんけども。それではあの、八十里越えのちょっと、話題に移りたいと思うんですが、八十里越え開通に向けては三条市とですね、お隣同士ということで交流を深めていきたいところです。でまあ、それでお互いに開通に向けてはですね、盛り上がっていけると思うんですけど、問題は開通後だと思ひまして、通ってしまえば、もう、ただの道だろうなというのが、やっぱり僕思うところなんです。で、以前もあの、どなたか質問されてましたけど、三条市のほうでは開通後の経済効果であったりとか、それから人口の動態であるとか、こういったもの、大学の教授に依頼して調査されているっというお話ありましたけれども、只見町としてはこの調査の件はどんな進捗でしょうか。お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） 三条市と只見町の商圏的な、どのような交通網ができると商圏的な影響が出るかという調査は共同で、共同って言いますか、新潟大学にお願いをして、三条市のデータ、只見町のデータというようなことで行ってはおりますけれども、その後、詳しいその分析の関係についてはまだ実施はしていないという状況でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） これ、いよいよ具体的に必要になってくる調査になると思いますので、尚、引き続きあの、続けて調査のほうですね、お願いしたいと思います。それでまあ、八十里越えのことで、僕、大切にしたいなって思うのはですね、我々のこの福島県側のランドマークになっている叶津番所のことなんですね。で、先日あの、亀岡のスポーツパークのイベントがあったところにですね、わざわざ、今のオーナーの方がおみえになりまして、ちょっとお話聞いてほしいということであらっしゃって、ちょっとお話をさせていただきました。今後のことについてですね、町とも相談したいということおっしゃられてましたので、それでまあ、重要文化財ですし、今後も良い形で保存され、できれば何らかの形で活用されたいなと思うんですけれども、ちょっとその辺で町としての考え方をお聞かせください。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 叶津番所、県の指定の文化財でございます。先ほど、亀岡のスポーツイベントでお話、オーナーの方とお話されたということではありますが、現在、所有されているオーナーの方とですね、何回かお話する機会がございまして、よく内容をお聞きしまして、そして、今後のあり方については現在協議をしているところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） まあ、ちょっとこれ、ね、まあ、いわゆるその、空き家物件というか、ちょっと、それとまた違いますけど、まあ、不動産のことですので、なかなか慎重な部分はあるんだろうなと思いますが、今のオーナーさんは非常にご理解ある方で、状態良くですね、保存管理に努めてこられたんだろうなと思ってますので、是非、今後ですね、相談しながら、良い形で保存していただきたいなと思います。

さて、その教育委員会の事業としてですね、ちょっと、去年、良かったなと思うのは、ジャズの講座をですね、やっていただいて、これは非常に良かったかなと思ってます。ジャズの講座の当日はちょっと僕、見ることでできなかったんですけど、この間、ちょっと、当日のそのDVDを貸していただいて、ちょっと拝見しました。これはなかなかこう、生き活きと

ですね、楽しんで、中学生ですかね、みんなでこう、やっている様子を見まして、やっぱりこういった音楽体験はとても貴重なことだなと思いました。本物のミュージシャンやジャズに触れる機会自体がですね、この只見においてはめったにないことですし、子供達にもいい刺激になったんじゃないかなと思います。あと音研の皆さんも一緒に参加されてまして、音研といえはうちの父も大変お世話になったんですけども、こういった只見のような田舎にですね、例えばその音研のようなバンドが現存しているということ自体、これもものすごく珍しいことなんじゃないかなと思ってます。まあ、もう、すっかり、おじいちゃんバンドになっちゃいましたけども、それでもそういった音楽の文化がですね、世代を継いで脈々とひとつのムーブメントとして繋がっていて、僕なんかも高校時代には友達とバンドをやったりとしましたし、今は高校生のオオタケリョウカさんや、ワタナベミイさんという方が音楽活動されていて、雪まつりでもステージで堂々と歌ってくれたというのがあるわけなんです。で、こんな田舎であっても、こうした豊かな音楽文化がですね、未来に繋がっていくとすれば、これはすごく夢のあるビジョンだと思うんですけども、まあ、それですごく良い事業を始められたと思うんです。で、期待をしているわけですが、来年度ですね、このジャズの事業というのはどういう展開をされるでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） ジャズの事業につきましては、今年度、福島県の復興事業を活用いたしまして行いました。そもそも、何故、このジャズの事業を行ったかといいますと、平成7年の福島国体において、地元の中学生在が、その当時は3中学校あったんですけども、その時に開会式、山岳競技の会場としまして開会式をここのグラウンドで行いましたけども、その時に楽器を演奏しまして、トランペットとかですね、様々な楽器がありまして、その楽器が随分、使わない状態であったものにつきまして、何年か前から教育委員会で修理を始めまして、そしてその楽器の活用ということでジャズの講座を行いました。先ほど、音楽の町只見ということで、活動、只見音楽研究会。そして高校生・中学生のバンドの活動。もうこれは本当に、この規模の町村では見られない活動なのかなと思います。そういった、先ほども高齢化という話がありましたけども、音研、音楽研究会の活性化にその小・中学生がジャズの、ジャズといいますか、楽器を活用して触れ合うことによって、またこの音楽の町として持続可能になればいいかなということで行ったものでございます。平成30年度につきましては、現在、その同様の形での事業は計画しておりません。またあの、音楽の町ということ

で、29年度はジャズということで行いましたけれども、28年度はクラシックで中学校での演奏。そして湯ら里での演奏というものを行っております。今後も、どんな形でできるかは検討、よく内容を精査しなければなりませんけども、行っていきたいと思います。29年度の反省といたしましてはですね、夏休みの期間に小・中学生を対象に行ったんですけども、どうしてもあの、今、スポーツ少年団や部活動と忙しくてですね、思ったより参加者が少なかったというところもございますので、少し内容等を検討しまして実施できるような形での事業構築を今後考えていきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） 是非あの、修理、楽器をですね、修理されたようですから、ジャズにこだわらずですね、いろんな音楽でその楽器を扱っていただきたいなと思います。まあ、大事に使えば長く使えるのが楽器だと思いますので、是非、修理されたものは使っていただきたいなと思います。

あと、ちょっと伺いたいんですけど、この間、カルガモクラブがですね、所管が教育委員会から保健福祉課のほうに移るというのもちょっと聞きまして、これはどうなのでしょう。内容的にもなんか変化があるものなのか。それとも内容はそのまま、管轄だけ変わるというようなことなのか。今、もしわかるとところがあればちょっと伺いたいなと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 平成29年度まで教育委員会のほうで主催してカルガモクラブを行ってまいりました。実は、カルガモクラブにつきましては、一番初めは振興センターからたぶん始まって、それから、その中でですね、振興センターの役割が変わる時が、振興センター、地区センターになった時ですか、地区センターになった時に、いろいろ、それまでの公民館事業についての見直しがございます、そして教育委員会がカルガモクラブを引き継ぐということで行ってまいりました。その、公民館時代からですね、民生児童委員の方々に協力をいただいた事業でございまして、民生児童委員の方々の、やっぱり地域で子供を育てるという観点から、その民生児童委員とその地域の子どもとお母さんの繋がりをつくっていくという観点から始まったものでございます。教育委員会的には家庭教育的な側面で事業を行ってまいりました。今般、保健福祉課のほうに子育て支援センターということで設立されましたので、そちらのほうで、保健福祉課のほうで、それ以外の母子事業と一体的に進めるということと、民生児童委員の所管しているところが保健福祉課ということで、より連携が深く

なるので、より良い事業ができるということで移管されたものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） ありがとうございます。カルガモクラブ、非常にあの、良い事業だなと思いましたが、担当が変わってもですね、是非、同じような感じでやっていただけたらなと思います。一回、ちょっと僕もあの、娘がお世話になっていたものですから、一回、ちょっと参加してみたんですけども、内容はやっぱりお母さん向けだなというのがちょっとあって、ちょっと見学させていただいたんですけど、やっぱりその、お母さんていうか、お母さんの中にはですね、結婚して只見に来られたっていう、いわゆるIターンの状態の方もいらっしゃるわけですね。で、子供がちっちゃいと、どうしてもその人間関係的な部分がまだまだこう、只見に来たばかりというような方も、うちなんかもそうですけれども、どうしても人間関係狭い中で、同じような小さな子供のいるお母さんたちと触れ合ったりする機会に、そういった、只見で人間関係つくる第一歩というか、良い機会になってるのかなと思ってますし、それから民生児童委員の方たちもですね、子供相手に楽しんでらっしゃるのかなと思いますので、これは是非あの、今後も継続していただければなと思います。

それであの、今回は町長が考えるビジョンということで、ちょっと伺ってますけれども、やはり、リーダーが何を考えているのかと。それからリーダーの夢とか理想を語るっていうのは、これ、すごく大事なことだと思ってます。まあ、そうなれば、そのビジョンがですね、物事判断する際の指針になると思いますし、これがないと色々な事業がですね、バラバラで、なんかこう、芯のない、一貫性のないものになってしまうんじゃないかなというのを感じるところです。それでその、是非ですね、この町民の皆さんと町長が将来について語り合う機会っていうの、これ、是非設けていただきたいなと思います。つまりは町政懇談会なんですけれども、これ、開催される予定などありますでしょうか。町長、伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 12月の時も質問等の中でお答え申し上げましたが、新年度の早いうちにその機会を設けて、手法等については検討を重ねながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） そうですね。是非お願いしたいと思います。で、まあ、ちょっと今回、



そういえば前回の町政懇談会っていうのはいつだったのかなと思ってちょっと調べてみました。調べ方としてはですね、町のホームページに広報ただみが添付されてますので、その広報ただみのバックナンバー見まして、目次からですね、町政懇談会って書いてあるバックナンバー、いつかなって見ましたらですね、なんと、2011年の5月に町政懇談会開催されてました。で、内容はですね、只見地区センターの暫定移転の説明会ということでしたので、まあ、それで町政懇談会というタイトルでは実にまあ、それっきりですね、広報ただみに載ることはもうないわけなんですね。で、僕もね、そんなことないんじゃないかなと思って、もうちょっと調べてみたんですが、まあ、役場庁舎の件でですね、住民説明会といった形では何度か開催されてるわけなんですね。ただこれ、どうしても役場庁舎のことがテーマでしたので、もっと広く、町政全般の話という会ではなかったのかなと記憶していますが、これ、これも町政懇談会だったのか。実際のところ、どうだったでしょうか。ちょっとご記憶ある方、お答えください。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 町政座談会ではありますが、平成27年に、5月から7月にかけて、基本的に全集落を町長、巡回しまして、一部集落では2集落一緒というところもありましたけれども、全町を巡回をして町政の座談会をさせていただいたということがございます。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） これはあの、そういった機会は、定期的に設ける、なんか、ガイドラインなどはあるんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） 定期的に行うガイドライン的はものはございませんけれども、それは当然あの、町民の皆様の声を聴く、広聴ということで非常に重要な部分ですので、そういうものについてはできる限り実施をしていくということだと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） なるほど、わかりました。そうですね。ないんですね。まあ、我々議会はですね、議会報告会を開催することというのをですね、議会基本条例で定めてまして、決算議会後に毎回欠かさず開催しているわけなんです。で、これ、すごいのがですね、なんと、町民の方、たった一人でも開催するんですよ。1時間はぐらいいじってですね、我々、

議員11人がですね、よってたかって、たった一人の町民の方からですね、ご意見を拝聴するという、これ、たった一人ではもう、ね、本当に町民の方もかわいそうだなって思ったんですけれども、まあ、ちょっと今、カメラに向かってお話ししたいんですが、この議会中継ご覧の町民の皆さんもですね、次回の議会報告会、是非、ご参加いただいて、忌憚ないご意見をいただきたいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。まあ、それで、当局側としてもですね、この町政懇談会、年に1回くらい開催するっていうふうにはですね、決めてしまっただけかなと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） その辺も踏まえながら、ちょっと内部検討をさせていただきたいと思っています。どういうやり方で広報広聴を進めていくかということは、手法がいろいろ考えられると思いますので、内部協議をさせていただきたいと思っています。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） 是非そうしていただきたいなと思います。町民の皆さんもですね、話したいこといっぱいあるんじゃないかなと思いますので、是非お願いします。

でまあ、答弁にありましたように、これから先はですね、只見、明るい話題がもう目白押しで、さっきも言いましたが、只見線が復旧したり、八十里越えが開通したり、それから東京オリンピックで外国人がいっぱい来るんじゃないかといった期待ですとかですね、交流人口増加のチャンスです。で、これが、あらかじめわかっているということ自体が、もうめったにないことなんですね。なんで、これはもう、ばっちり備えてですね、対策したい。そんな時に是非開催してほしいものがもう一個ありまして、これがですね、観光開発審議会だと僕思うんですけれども、これ、ごめんなさい、ちょっと、僕ね、名前しか知らないんですね。ちょっと参加した覚えもなくて、これ、ちょっと勉強不足で、この場で聞くのもちょっと申し訳ないんですけど、この観光開発審議会というのはどういった内容で、これ、前回、開催されたのはいつであったのか。どなたかご説明いただけると助かりますが。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 観光開発審議会の件でのご質問でございますが、観光開発審議会の開催の案件につきましては、大規模な観光開発等について、有識者から意見を聴くために、その審議会が設置されているものでございます。直近で審議会が開催されたのは、平成25年ですかね、保養センターの改修の際に審議会が開催したという記憶でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） これはですね、ちょっとまあ、只見線のこともありますし、全てですけどね、これは是非、こういった審議会、有識者の方のご意見、これは是非、参考にされてはいかがでしょうか。是非、開催、ご検討いただけたらなと思います。

それで、まあ、ちょっと時間もあれですが、町長ですね、就任されて、それから1年と4か月ぐらい経ったというところなんですけども、町長は町の番頭役をですね、長く務めてこられましたし、その点では間違いない行政運営をしていただけるものと期待しておりますけれども、ただこう、無投票の選挙で就任された経緯があります。で、町長、そういった経緯ですから、町長が何を考えて、どこを見据えられているのかがわからない町民の方は少ないんじゃないかと思ってます。最後に改めて伺いますが、是非、町民とですね、対話する機会を、これからはもっと積極的に設けていただきたいなと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 座談会も含めて、今までは小さな団体と、老人会とか、そういった会のところにはちょっと出席をしながら、機会はつくってまいりましたが、今度は公的な形でいろんなところで、参加するもの以外にも、公の形で参加するのと、それから例えば、演芸発表会のようなところ、ずっといて、皆さんの姿を見ながらちょっとした話をするというのも、ひとつの、私は地域を知るうえでは重要だと思って、そんな形で参加をさせていただいてますが、言われる趣旨は非常に理解いたしますので、できるだけその方向でこの後取り組んでいきたいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） 以上で終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、8番、目黒道人君の一般質問は終わりました。

昼食のため、暫時、休議いたします。

午後は1時から開会しますので、ご協力をお願いいたします。

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時00分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、午前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

1 番、酒井右一君の一般質問を許可いたします。

1 番、酒井右一君。

〔1 番 酒井右一君 登壇〕

○1 番（酒井右一君） それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

一般質問。1、人口減少に向かう本町の将来について。2、公共交通の確保についての2点であります。

1 番については、町の人口ビジョンを踏まえて質問をいたします。この質問については、1 2月の会議において、なかなか双方の質問・答弁が合わなかったものですから、次回に持ち越しということで今させていただきたいと思います。1 2月会議における私の一般質問に対して、町長答弁は概ね、これまでの政策を維持し、エコパークを深化させたいとしたものであります。人口ビジョンの31から32ページ、(1)現状と課題等々について、特化して今回は質問したいと思います。まず一つとして、町長は、自分自身、町長自身の政治及び政策で、この人口問題について、どのように対策するか。お考えをお伺いします。2として、今申し上げた1について、それを具体化する政策を事業化するとすれば、まず何から手を付け、それをどうされたいかお伺いいたします。3として、1 2月の答弁もありましたが、エコパークを深化させると、町の人口や産業、暮らしは結果してどうなるのか。1 番目の質問は以上3点であります。

2 番目については、去る1 2月会議において、公共交通の確保の課題に対し、担当課長を指さされまして、今やっておると、1年以内に見直して、現状に適した新たな公共交通を構築すると答弁がありました。今年度の施政方針を踏まえたときに、この件についてはどう説明されるか町長のお考えをお伺いいたします。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 1 番、酒井右一議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、人口減少に向かう本町の将来についてであります。少子化は晩婚化の進行など

による生涯未婚率の上昇や平均出生児数の減少が要因とされていますが、加えて当町においては、進学・就職等を機に故郷を離れることによる結婚・出産適齢期の若者の減少が要因にあります。これらを解決するためには、子育て世代の負担軽減策や居住環境の整備など、若者や子育て世代の夫婦などを只見町に呼び込むUターン・Iターン施策を進めていく必要があるものと考えております。よって、若年での結婚生活を支援するため、夫婦とも34歳以下で低所得の世帯を対象とした結婚新生活支援事業補助金を創設いたします。加えて、子育て世代の負担軽減策として、本年度に年長児保育料無償化を実施しておりますが、新年度からはさらに年中児まで保育料無償化を拡充いたします。さらに、Uターン・Iターン施策の推進につきましては、町の魅力や支援策等PRに向けた情報を収集・整理したうえで町ホームページに掲載して発信するとともに、さらなる効果的なPR方法等を検討していくこととしております。なお、居住環境整備については、町営住宅及び借上住宅の整備を進めることとしており、併せて空き家バンク事業の充実を図ってまいりたいと考えております。また、ユネスコエコパークの深化については、同登録は自然環境とそれを拠り所とした伝統的な生活・文化の価値が国際的機関に評価されたものであります。この取組みの深化は、当町に住むことの誇りと自信につながるとともに、当町の魅力発信にもつながることから、移住・定住促進に寄与することも期待されます。また、魅力を感じて関心を寄せていただく方が増えることで、町外からの人的・経済的支援の輪が広がることが期待されるとともに、学術調査の拠点化、教育・研修の場としての活用、エコツーリズムの推進による交流人口の拡大など、持続可能な地域社会経済の発展につながるものと考えております。私は人口減少問題こそが、耕作放棄地の拡大や商工業の衰退など、当町を取り巻く様々な課題の根源であり、この問題にいかに向き合い、いかにこれを克服していくかが、町長として果たす最大の使命と認識しております。そのような重大な認識の下、新年度からは副町長を筆頭にプロジェクトチームを立ち上げて庁内横断的に総合的な対策を検討していくこととしており、人口ビジョンの目標達成、さらにはその目標の上積みを目指して全庁一丸となって取り組んでまいります。

次に、公共交通の確保についてであります。高齢者や障がい者、学生をはじめとする交通弱者のほか、観光客などの来訪者を含め、利用者にわかりやすく、利用しやすい公共交通体系を実現するため、地域公共交通会議等により住民、関係団体からご意見をいただきながら検討していくこととしております。また、新年度から新たに県事業で、ふくしま地域公共交通強化支援事業も実施されることから、県事業との連携も視野に入れつつ、現行のデマンド

型乗合タクシーの運行形態に加えて、新たに定時定路線型の運行形態を導入するなど、両運行形態のメリットを最大限生かした新たな公共交通システムの確立に向けて取り組んでまい  
る考えであります。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 議長に許可を願いたいと思いますが、これ、実はあの、1番と2番と、  
質問を区切ってはおきましたが、内容は全部、人口減少対策に通じるものでありますので、  
質問する側としては1番・2番、区別しないことにしますので、よろしく願いいたします。

まず、早速ですが、12月で、1年以内に新公共交通システムをスタートさせるという答  
弁をもらっております。この始発車輛はいつですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 先ほど答弁の中でも説明させていただきましたが、県が新たな形で、  
ひとつの、只見線を有効活用した二次交通として課題となっておりました、田島駅から只見  
までの、ひとつの事業の取り組みが予算化、今、県議会のほうで議論をされております。そ  
ういった中で、まだその具体的内容が町のほうには入ってきておりません。ただ、内内的に  
は、秋からの運行を想定するために、各町村と詰めていきながら、そういった形で取り組ん  
でいくということが示されております。それと併せて、新聞記事の中で出ておりましたデマ  
ンド交通にも、対しても、新たな助成制度といいますか、そういったことも検討という内容  
の新聞が発表されておりますので、そういったところと合わせながら、県のほうと一緒に、  
その二次交通の分を軸とした形で、現行の町が実施している体制を見直す必要があるのか。  
新たな形にしたほうがいいのかというのは十分内部検討しながら対応していきたいというふ  
うに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） そうすると、この件の町長の答弁としては、県が取り組むものを見て、  
秋頃、始発車輛が出る可能性がある。その時に合わせて、町のデマンド交通、ゆきんこの  
ことだと思いますが、県と合わせて現行を見直していくという答弁がありました。このキ  
ーワードになっております秋頃、現行の交通システムを見直す。これ、繋がりますと、今年の  
秋頃に、その現行の交通システムを見直して、新しい形で町の二次交通を整備していくとい  
うふうに聞くことができますが、これでよろしいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 県の事業についての二次交通については、ある程度、秋からということがありました。ただあの、町内のデマンドとか、そういったものについては、年度途中からというのは厳しいのがあると思いますので、30年度内に議論を重ねながら、変更していく場合というのは、細部について検討しているわけではないものですから、検討の中でやはり、年度の切り替えの 때가ひとつの実施時期になるのかなというふうな考え方は今持っております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 12月にお伺いしたときからみると、だいぶ後退したなというふうに感じるものでありますが、年度の切り替え時期というのは、もうすぐ4月1日がまいります。平成30年という新しい、手つかずの年度が始まりますが、今の答弁について確認しますが、これはあの、30年度、今、29年度ですから、30年度にはそれら含めましてスタートできるといえるのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 先ほど申し上げましたが、県が、現在、県会で審議中です。それで、その県の考え方は30年の秋という想定で今進めていच्छゃ…

〔発言する者あり（聴き取り不能）〕

○町長（菅家三雄君） いや、早ければということだと思っんですけど、内々的にはそれ、まだ時期的な、遅くても秋というふうには私は理解をしておりましたが、

〔発言する者あり（聴き取り不能）〕

○町長（菅家三雄君） ですから、その県との動きがなければ、二次交通の根源となる只見、それから田島間の基本の分について、そこからどういうふうにして町内、それからあと只見線との絡みをどういうふうにもっていくかというのは考えていく必要があると思いますので、そういった県との協議が整うことができれば、できるだけ早くはしたいと思いますが、ものを切り替えていく場合、年度当初が、予算的なこともありますので、年度当初が一番良いのかなというふうには考えておりましたので、町の制度といいますか、現行、単独でやっている制度については31年が良いのか。その辺を今後、模索していきたいというふうには考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 住民の方々、人の生活というのは、年度も正月もありませんから、これは状況が整うというのは、整わせれば整うわけですので、秋と言ったり、6月と言ったり、これ、季節が春と秋で違いますから、年度途中であっても、住民の方々が、大切な方々がなくならないように、早く、便利な交通機関をつくっていただきたいというふうに強くお願いをしまして、年度の区切りにあまりこだわらずに、良いものは早くやっていただきたい。そういうふうをお願いいたします。

さて、人口減少に向かうということですが、正直あの、大変厳しい質問をしたわけですが、具体的に事業名もあげていただきまして、まず、1ページ目に到達したのかなと思うとともに、過去の答弁で私、いつもその、思うようにならなくて、ジタバタしていた思いがあるんですが、今回については答弁書の下段の、私は人口問題こそが耕作放棄地の云々ところ、以下、下までは、これは町長の施政に関わる大変重大な覚悟を文字にされたなと思って、大変、その踏み込んだものと評価しておりますが、言ってみれば当たり前のことではありますが、天岩戸が開いたなというような気持ちであります。

ところで、振興計画あるいは年頭のあいさつ、振興計画ここにありますが、年頭のあいさつはここにこう、ありますが、ここの中で、行政と住民協働が欠かせないところ、特に年頭のごあいさつでは、見出しトップ、第一であります。今回の施政方針の中には、住民協働、住民と行政が協働するというのは書いてありませんが、方針転換をされたのか伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 特別、方針転換という考え方はございません。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） そうしますと、やはりあの、年頭のあいさつなり、振興計画で大変重要であって、これをなくしては始まらないというふうに書いてありますけれども、これはあの、継続して取り組まれるということで理解いたしました。

ところであの、住民協働といいましても、非常にその、解釈から、現実の事例から見て幅広いわけですが、町長がお考えになっている行政と住民の協働というのは、いったいどのようなスタイルであるのか。どう考えていらっしゃるか。行政側から住民自治を見た際の見方、あるいは相手方に対する取り組み姿勢をどうされるのか。伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。



○町長（菅家三雄君） まずあの、住民自治と、それから団体自治との中で、今、私は、基本は団体自治だというふうには思っております。それで、ただ、そのこの団体自治に提案するものについては、住民自治の中で議論を重ねたものを構築して、まちづくりに向けた方針を定めて、団体自治の中で議論をしていきたいというふうな考え方ではあります。ただあの、それの中では、持っていく方についても、今回も議論になりました、町政座散会について、そういったあの、住民自治の中での意見聴取といたしますか、そういったところは欠けているのではないかとということで、非常にご指摘を受けております。去年は7月の豪雨災害ということがありまして、機を逸してはおりますが、今年度はそういったところを基本としながら、まちづくりに向けた地域住民の方のご意見をいただきながら、団体、議会等の中で、提案を、その結果に基づきまして事業の提案をいたしまして、議会等の中で議論をして、将来に向けた取り組みに対応していきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） これはあの、面倒なこと言いますが、地方自治の本旨とか何とか申し上げまして、地方自治法にはこれ書いてなくてですね、憲法のたしか90条代に規定してあります。これはあの、議会を含む行政側、団体自治というふうに規定してありまして、住民自治というのはいわゆる住民の方々が、自らが統治をすると、そういうことになります。で、団体自治といわれるものと住民自治といわれるものは対等でありまして、上位・下位のそういったものではありませんので、いわゆる、俗にいう、村社会で行われている自らを統治する会議あるいは自らを良くしようとする、そういった自主的な集まりを団体自治である町長なり議会は尊重して、一緒に車の両輪のようになって走ろうやというふうに、そういうふうに私は理解しております。これあの、解釈ですから、私の解釈を申し上げます。

というわけで、その人口減少対策にとって、その住民自治の方々、住民側の方々の統治の仕組みや、その統治の力。これを団体自治の方々は（聴き取り不能）をしなければ、とてもではありませんが、議場で、我々、団体自治側の人間がものを語っていても現場は動きませんが、わかりやすく言います。12月でも申し上げましたが、只見町人口ビジョンでは、将来人口を、これ、正確には2,660のようですが、書き物を見ますと3,000人と、出生率で2.3としています。これはあの、社会保険人口問題研究所で似たような研究結果を出しております。いくらも違いません。これ、統計上、事務的に出た数字であって、私は3,000人が良いかどうかというのはまったくもって不満であります。これ、人口ビジョン

つくった際に、各集落ごとの人口の推移。当然、人口ビジョンでは2040年というところをひとつの時期としておりまして、そこで3,000人なり2.3ということ書いてあります。見ますと、今、4,500人あまりですが、3,000人だと1,500人減ります。これは、1,500人も人間が、どの部落で、どのような形で減っていくのか。シミュレーションがあれば示していただきたい。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） 各集落におけるシミュレーションはございません。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） そういったものがなくて、なぜ1,500人減るのか。私は極めてその根拠がわかりません。ないのであれば、私が議会基本条例に基づきまして請求した資料で集計して作っておきましてので、議長、配付してもよろしいですか。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

○1番（酒井右一君） 配付の間、時間止めていただけませんか。

○議長（齋藤邦夫君） はい、ストップします。

[資料配付]

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 私の質問は私自身が計算しましたが、なんせ素人でありまして、ただ数字だけは町から直接資料としていただいたものでありますから、各集落ごと間違いありません。しかしながら、資料3を見ていただきたい。一番後ろに綴ってあるものですが、これが各集落、一様に人口ビジョンで言っておる率で減った場合、このような形になります。資料3でねえぞ。間違ったかな。大丈夫です。すみません。いわゆる資料3でいう、右端の列の一番下、これが2,977で3,000に相当する数字です。計算式から出ましたので3,000ピッタリにはなりません、12月でも言ったとおり、一年間に人口ビジョンで想定しているよりは10人も減っておりますから、3,000人を上回ることはないという考え方で書いております。こういう事態になるわけですよ。で、1番のその資料1に戻っていただきたいんですが、折れ線グラフがありまして、これはあの、各村ごとの人口の増減を表したものでありまして、棒グラフは高齢化率を表したものであります。これを見ますと、ガクンと下がって、以後、温暖に下がっていくと、緩段に下がっていくとありますが、実はこのガクンと下がっていくところが只見と、黒谷と、小林というその大規模集落なんですね。ほ

かはまあ、大倉とかありますが、連担している集落はそれでも大規模と繋がっていけますが、それ以外、繋がっていないところは100人を下回っていきます。これは一節であります、ひとつの地域が100人を下回ってしまうと、そしてそこが30パーセント以上の高齢化率になると、その村は集落機能が維持できないという説もありまして、あえてここは、只見から楢戸までの100人以上の集落を比較したものであります。これを見て、ご覧になっておわかりになると思いますが、只見、黒谷、小林は、それでもまあ、なんとかいいんでしょう。これ長浜は、これあの、老人保健施設等いろいろありますので、高齢化率高くなっております。町長に伺いますが、このままでは只見町として診療所、小・中学校、保育所。こういったものが現行の形では維持できないんじゃないですかね。ちなみにあの、今回、冒頭にお配りいただいた朝日診療所の健全経営化計画。これについてもはっきりしないといけません、この計画なんかは受診件数について、こういったその、先細りになっていく人口をまったくカウントしていないから、あのような数字になると思いますけれども、町長、重ねて伺いますが、人口ビジョンでいう3,000人。これで、只見町、今の診療所、学校。重要な建物。いわゆる基幹・機構。これ、維持できますか。伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） ただ今言われました公共施設につきましては、人口ビジョンの中でも、今後の対策ですか、の中でも示されておりますように、教育の分野については児童・生徒の確保のための特徴的な教育内容の環境の整備という言い方を表現ではしておりますが、統廃合といった形の整理ということも視野に、ここには入っているんだと思います。ただあの、診療所につきましては人口がどんなに少なくなろうとも、教育と医療についてはなくてはならないというふうに思っておりますので、それは人口に関わらず維持していくのが行政の責務だと私は考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） もう一度、この質問に戻りますから、ほかの質問先にしておいて、よく考えてみてください。先ほどの診療所の経営改善計画の中でも書いてありますが、診療所単体の赤字が7千数百万ですよ。年間。これ、2年で1億4・5千万。そして人口が減っていった、あの経営改善計画の、いわゆる外来・入院の数があのおりいかないことは、この調査を見ればあきらかですから、この点、この後でまた、この最後の頃にも聞きますので、よく考えておいていただきたい。

人口減に伴う問題としては、これは住民自治の問題に一回帰りますけれども、特に近年、顕著になったその現象というのがあります。人口減少に伴ってですよ。まず町民の移動の手段ができなくなったですよ。免許証返納しろ。返納したら歩けない。一人暮らし。その他諸々。まずこれが一番出てくるのは、国道沿いではなくて県道沿いの集落の方々。ここが最初に、そういった問題にさらされます。移動。集落内のコミュニケーションができない。隣同士なのに、お茶飲み行ったりなんかする機会も減ってしまった。これ、まあ、テレビ等の発達もあるでしょう。それからその、隣に泥棒入っただとか、隣の家米なくて困ってんだぞとか、そういう情報交換の場が全て昔と違ってなくなってしまいました。先に配ったとおり、このグラフが示すとおり、もはや、国道沿いから離れた集落については、自立・共助といっても限界があります。政府が、政府といっても国の事言ってるんでありませんが、広い意味では国もありますけれども、この町の統治機構がそこに目を向けなければ、皆さん、そこで倒れてしまいます。そう思います。結局、この只見、黒谷、小林はなんとかなるでしょう。しかし、ほかの村は、ほかの村同志、連帯して住民自治を行う。団体自治があてにならないものだから住民自治を行う。ということになれば、これはあの、縄文時代の古代史までさかのぼるわけですよ。その頃は政府なんてなかったらしいですから。今、まさに27集落のうち相当部分が衰退し、社会を維持する機能がなくなろうとして、今、その瞬間なんですね。こうやっている間。年度の切り替えとか、明日・明後日じゃなくて、今そうなんです。これは痛切に考えていただかないと、皆さん、非常に困っていらっしゃいます。今の社会で縄文の頃とは別ですから、やっぱり政府の役割というのはあると思います。統治機構の役割です。集めた税金の用途を決める者たち、仕事、我々も含めて、これはやっぱりあると思います。そう思った時にですね、実はあの、3月のこの質問を用意するために、明和自治振興会管内の村々を歩いて生の声を聴いてきました。買い物支援バスというのがありまして、これはあの、当初、私はゆきんこタクシーのように交通手段だと思ってましたが、そうではないようなんです。時間がないので、今、その明和地区、自治振興会内部で、この買い物支援バスを通じて起こっている問題というか、それによってわかった問題について、町長、把握していらっしゃれば伺いたいが、いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 細部までは承知しておりませんが、支援を求める願いは出ております。

ただ、私のほうからは、従来どおりの運営の方式ではひとつは問題があるんじゃないかとい

うことと、その地域課題であれば、地域で解決する方法も検討していただきたいということ  
はお願いした経過はあります。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まあ、細かいところは事務局におられる明和の振興センター長にお伺  
いしたいところで、時間がないので調べたことをそのまま申し上げます。買い物支援バスっ  
て、あれ、交通手段ではないんですね。あれは、結局、立ち行かなくなった人たちが集まっ  
て、自ら自治組織をつくって、そして生きるために必要なことを自分達がやっておると。い  
わゆる今の自治振興会の買い物バスの中には、政府が存在しない状態になってますよ。補助  
金もアサヒグループやなんかからもらってきてやっているみたいです。聞いてみますと、町  
からの支出は30万ぐらいだそうですよ。300万以上が他の財源。これが税金を払って、  
その地域に暮らして、そしてその土地の政府に庇護されるべき方たちの現状だと思ってお  
ります。この話を前提にして、起こっていたことを調査のうえでわかったのでお聞かせいたし  
ます。一つ、県内外を問わずに移動販売、その他通信販売の、まあ、顔が見える・見えない  
は別にしても、通り過ぎる風のような商売があります。客に、つまりお年寄り、半分、認知  
にかかっている方もあるでしょう。商品を見せたときに、これ、1,000円だって言って  
金取って、そしてこう、当たり障りのねえ話をして、別れるときに、じゃあ、その代金で、  
また1,000円取るそうですよ。取るたって一例としてはですよ。これ、二重取りですよ。  
これが、甲と乙の間では誰も見てませんから、わからないので、わからないし、品物は預か  
った、金は払う。1,000円のものを2,000円で買う。もう一つ、発砲パックの表面  
に、大変良い、たらこなり、すじこなり、あるんだそうですよ。中は極めて良くない。知ら  
ないで買っていく。さっき言ったとおり、買い物ができないために、長期間保存をしておく。  
そうすると、保存状態のよくない食べ物を食べて食あたりを起こされる。つまり体調を崩さ  
れる。支援バス、毎週火曜日だそうですね。バスがサロンと化すので、ここがああ、非常に  
重大なんですね。交通手段ではないところ。バスがサロンと化すので、集落、各住民の交流  
が図られるんだそうです。その時に、やあ、しばらくだな。どうしてますかと。そういった  
ときに、あれ、ちょっと認知が始まったなということがああるそうです。そういったことで、  
皆さん方はお互いの顔を見ながら、居たな、家出たな、そういったことで管理されておるそ  
うです。そして、年に1回、どこぞで自治振興会の方々は一堂に会し反省会をされるそう  
です。これはああ、単に移動手段としての買い物支援バスではないんです。よくよく見ればで

すよ。ここには治安もあるし、消防もあるし、福祉もあるし、見守りもあるし、本来、自治体が自治法による、変わってしまいましたので、何をしろとは書いてありませんが、当時、自治法の2条には、自治体の仕事を羅列して書いてありました。その中の全部全てがこの方々、この方々だったって、自治振興会の方々がやられておられます。これが、当初、私がただの交通機関だと思って調べ始めたときとは、今はものすごく違って見える買い物支援バスであります。これは、明和自治振興会の姿ではなくて、この配付した資料のグラフで見るように、只見、黒谷、小林。これはなんとかなるでしょう。しかし、ほかはみんな同じことですよ。これ、一番頂点にある只見の棒グラフの上に立って、そこに下駄を履いて見回したって見えませんよ。下ですから。これはやっぱり、一番最下位の数字から見渡せば上が見えます。上は下に落ちないようにするとともに、下にいる方たちと同じ目線で、同じ行政サービスを受けられる。(聴き取り不能) 町長おっしゃいました。血税を扱っておるんだ。サービスが公務の本務です。これを貫くには、やはりグラフの頂上からものを見ても仕方ありませんから、グラフの一番下から見ないと見えませんので、是非これは、そういう視点でこのグラフを見るとともに、今の明和自治振興会の置かれた現状をよく、よくよく見ていただきたい。300万はアサヒ飲料グループかなんか、あとの33・4万・5万・6万くらいが持ち出しだそうですが、そのほか別の補助金ありますよ。そのような状態の中で、これも聞こうかと思っただんですが、時間がもったいありませんが、ここに、毎週火曜日、そういったバス、サロンと化したバス。いわゆる、俺に言わせれば住民自治バスが走っているこのバスっていうのは、この方たちの、何人そのバスに、運営するために、何人の方々が無償で関わっている、多少は、お茶菓子代くらいいただけるんでしょうけども、何人かかっているかをご存知ですか。一年間の、見守り隊の方。それから各区から出た方々。一年間にかかっている延べ日数です。ここに、年間の運行表をもらってきたのであります。地区センター長、おわかりでしょうが、これをカウントすると、年間56人の方がこの運行に関わっておられます。これらの方々は税金から対価は受けておられません。税金を集める側として、これを放置しておいてよいものでしょうか。問題提起です。まあ、こうして質問に立ちながら、あの吹雪の中を歩いて調査をして憤りを思ったことを思うと、精神状態がちょっと不安定になってしましまして申し訳ないんですが、こういった状態は、今、明和は核心的に捉えられています。旧制度におけるへき地、叶津、入叶津。あるいは塩沢。只見にだってありますよ。黒谷だって、黒谷入、また違いますから、ここには、こういった強い自治体がないがために、自治体だって住民自

治体がないがために、皆さん、放置されておられます。まあ、明和自治振興会の活動については、はっきり言えることは、住民の足代わり、タクシーとして動いているわけではないんです。誰も守ってくれないので、自分達が自分達の村同志繋がり合って守ろうという自治機能をしておるんです。これが政府なんだ。この実態を見たときに、この明和自治振興会の活動から、この町全体を見渡す何かその政策的なヒントを感じられませんか。感じられますか。お伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 明和地区で実施されております買い物支援バスにつきましては、その住民自治としての活動に対しては非常に評価はしております。ただあの、一概にこの内容そのものを町全町にという発想につきましては、現在、町が進めているといいますか、進めてきたものと、今後進めようとするものの中での位置づけが一緒になるかどうかというのは、十分に検討していく必要があると思います。で、従来、会津バスを廃止する段階でゆきんこタクシーを入れるとき、こういった議論は随分出ました。それで、その中で、料金を統一してあるのは、近いから、いくら50メートルでも、何キロでも一律にしようというのは、そういった根底からスタートしているというふうに私は理解をしております。そういったものと、買い物支援バスのような運行の方式がいいのか。そういったものも含めて検討していく必要があると思います。それは行政として取り上げるものについては、そういった町全体のことを検討していかないと物事は進まないというふうに私は思っておりますし、明和の自治振興センターで実施されている買い物支援バスについては評価はいたします。ただ、冒頭申し上げましたように、その300万、それから50人以上の支援者とかっていうところについては、もう少し工夫はあってもいいのではないかなと私は思っておりますが、それはあの、自治振興会の方が考えることであって、週1回の支援に対して、その中身については非常によくわかります。ただ、そういった意味で、経費としては29年度から各地区に300万ずつのお金をやりました。予算化いたしました。その中でご検討いただければという話は申し上げて、その地域地域の中での課題。ただあの、買い物支援バスのようなものが只見・朝日からも出てきて、是非ということになれば、これは行政として、全体のゆきんこから含めた、二次交通も含めた中で検討をしていく必要があるというふうな考え方でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） どうも誤解があるようなので解いておきたいんですが、形として表れ

ているのは明和自治振興会の中でそういった取り組みをされているんであって、これと同じ制度を町で立ち上げろと言ってるのではないんです。この明和自治振興会がテーマとしておられる、それを解決しようとしておられるこの部分は、金額だとか、運行であるとか、そういったものでないんです。その理念なんですね。その理念を行政に活かしていただきたい。それが地方自治の本旨であって、これは法律の中では住民自治と団体自治が対等の立場で車の両輪のようになって走ってはじめて、そこの自治体が機能するんだと、こう書いてあります。上から目線ではだめですよ。町長。明和自治振興会は勝手にやってんだではないですよ。それは勝手にやってる部分もありますけれども、視点を外していないんですよ。その視点を町長は持ってください。いずれ、グラフのトップにある只見だって、そういう事態がきますから。このままいけば。それを申し上げているんであります。これは、町長の反応、聞きませんで、飛ばしますが、こうした発言をしておきますので、なんとか町長以下、補助たる機関。それから説明員の方々におかれましても、弱者目線でものを見るということはこういうことですから、是非、私の言ってる趣旨を、生意気だと思わずに、現場の方々が本当に苦労しているという考え方をもって眺めていただきたい。時間がないので、大変申し訳ありませんが、これ、町長にまた聞きますが、あれですか、今年度、町の重要施策に指定されて、庁議において進行を管理させる人口減少対策とは何がありますか。これは前年のものですが、この中に人口減少対策というものは、中見てみますとないようです。これはあるんですか。重要施策に取り上げるものはありますか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 28でしょうか、29でしょうか。

○1番（酒井右一君） 決算ですから。29年決算はまだですから、直近のもので28で…

○町長（菅家三雄君） 実際、やっていること自体が人口減少対策というふうに考えておりますので、それだけを特化してという、冠をかけている分ではないというふうに思っております。

それと、先ほど答弁はらないということだったんですが、地域の支え合いの考え方については、行政としては保健福祉課を中心にして、サロンの推進とか、そういったことで、やれるところは努めておりますので、その点は認識をしていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。



○1番（酒井右一君） 各課において行われるのは、町長の施策を、ちょっと全部できないものだから、町長の権限代行しているだけです。ですから、ここにおいても説明員として私は扱っております。大変失礼ですが。保健福祉課であっても何でも、町長の政策を実行して、きちんとしていていただきたいし、もう一度、私の、タラタラと申し上げたことについては、重きを置いて考えていただきたい。それから、今の重要施策の中に、やはり何か一つ人口減対策を入れておかないと、庁議の規定によって管理される事業がないのではないですか。これやっぱり、何らかの対策をひとつ、事業名として入れるべきだと思います。いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） たしかに言われることは、人口減少対策っていうのは基本にありますので、そういったことを視野に入れながら、30年から考えていきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） よろしくをお願いします。

さてあの、時間が時間だったので、一番聞きたかったこと、プロジェクトチームを作られるそうです。これは大変その、人口減と289対策と、交流人口について大変良いことだと思います。このプロジェクトチームとは、組織機構上はどのような組織に位置付けられるのか。また、この職務権限なり職務責任。どういうものなのか。そしてそのプロジェクトチームが出された結論に、これについて町長はどうされるのか。お伺いしたい。

○議長（齋藤邦夫君） 副町長。

○副町長兼環境整備課長事務取扱（橋本晃一君） プロジェクトチームの立ち上げについてのお質しでございました。そもそも論から申し上げますと、町長、私、その下にこう、全課ぶら下がっているという状況でございまして、そういった状況の中で、今までは縦割り、各課単位でこう、様々な検討が進められていたものを、まさにこう、横串を通して、横断的に検討していくということでございますので、組織機構云々といいますか、まさに、今のある形を最大限マックスに活かしていくということでもありますので、組織機構の見直し云々ということ、そういうことではないかなという認識でおります。

次が、責任と職権ということございまして、ということなものですから、今のまさに、町長、さらに私、さらにその下に各課ぶら下がっているということでございますので、まさに今の職権がそのまま活かされるということ思っております、そのプロジェクトチームの

最終的には当然、一定性の方向をまとめていくということで考えておりました、ここも、今後さらに議論は必要ではありますが、当然これ、いつまでも検討ばかりをやっているというわけにはいきませんので、できれば31年度から、一部でもやれることはもう、具体にも当初予算等にできれば盛り込ませていただきまして、やれることからやっていくという考えでおりますので、そこにつきましては、

〔「31年」と呼ぶ者あり〕

- 副町長兼環境整備課長事務取扱（橋本晃一君） 31年度当初から、
- 1番（酒井右一君） つまり、来年度、次年度、その次の年
- 副町長兼環境整備課長事務取扱（橋本晃一君） です。と思ってまして、当然、当初にあげるということは町長にご了解をいただいてあげるということでございますので、逐次、そのプロジェクトチームの進行状況につきましては町長と情報共有をしながら進めさせていただきたいと思います。

以上です。

- 議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。
- 1番（酒井右一君） そうすると、このプロジェクトチームの稼働時期が、平成31年と聞こえましたが、間違いはないですか。平成31年度と聞こえましたが、間違いはないですか。
- 議長（齋藤邦夫君） 副町長。
- 副町長兼環境整備課長事務取扱（橋本晃一君） すみません。私の説明が悪くて申し訳ございません。30年4月に、できれば第1週にはプロジェクトチームを立ち上げたいというふうに考えておりますので、まさに30年度当初からスタートするという考えでございます。
- 議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。
- 1番（酒井右一君） 人口ビジョンの結果については3,000人。出生率2.3。これについて何もその、どうのこうのではありませんが、これ、政策目標としてあげるには、4,500人規模の現時点でこの事態です。4,500人いて3,000人で、それ目標にしてどうしますか。田中角栄は三国峠を削って佐渡を埋め立てると、それを公約しました。なんでこの6,000人以上でないとだめなんですか。6,000人以上でなければだめという、私、まさにそうなんです、この頃、平成元年、昭和の終わりにあたります。町民運動会も、ソフトボール大会も、部落対抗で盛んに行われておりました。会津バスも走っておりました。非常に活気のあった時代の最後です。これが6,000人です。これ、4,500人の今の

人口を3,000人にしてどうするんですか。これはやっぱり、4,500人だったら6,000に戻すと。そのために何をするか。ここで政策として、町長の存念を聞きたい。3,000人では本当に潰れます。なんとかひとつ、今、はっきりした答えを申し上げることができないとおっしゃるならば、答弁書の私はこう思うというところにその点はよく出ておりますから、それは非常によく買いますし評価できます。それを踏まえたくて、人口ビジョンの3,000人というのは、これ数学的に出るものでありまして、政策的に出る人数ではありませんので、これはやはり6,000人に戻していただければ、会津バスも帰ってくるし、地区対抗、部落対抗の運動会もできますし、ソフトボール大会もできると思いますから、これを政策目標として、人口ビジョンは3,000だけでも、6,000を菅家町政の政策目標としてやっていくんだと。そのために各課、町長の意思を体現していくんだというふうに思わないかどうか。最後にお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） この問題につきましては、私が就任当初だと思います。2番の大塚議員からも言われまして、その人口ビジョンの3,000という数字について、それを現実的な指数として出ていくうえで、それを一人でも多く抑えるといいますか、そういった形の答弁をしたような記憶でございます。たしかにあの、指標は指標です。それで、目標をどこに置いたらいいかという、いまだ、私はゼロにして増やしていきたいという、減少をゼロにという意味ですが、ことあります。で、皆様方から大きく言われますように、私もできれば、6,000というよりは7,000人のほうがいいのかないかなという気はしますが、現実的な数字ではありませんが、少なくとも5,000人以上の数字を求めていながら取り組んでいければというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 只見町は超先進地なんですね。まあ、日本の国の高齢化率は27パーセント。東京は22.7パーセント。只見は45.3です。ですから、ふるさと創生なり、地域創生なり、国が打ち出すものは手遅れなんです。この町が固定資産税のコンマ2パーセント、約9,000万前後だと思います。これを全て投じて人口減対策に費やしていただきたいと思うわけでありまして。それくらいの覚悟をもって6,000人以上にしていきたいが、このコンマ2パーセントの超過税率分の9,000万前後。この金を人口減対策で使う考えはないでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 従来から、超過税率をして、上げたり下げたり若干ありますけども、取り組んできているのは、その只見町という行政、町という行政組織構えているところの維持のためとして私は理解しておりますので、全てが少子化対策のほうに使われているというふうに私は理解しております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まあ、税でありますから、一般財源であります。明和自治振興会の皆様問わず、私らも含めて、均等に、コンマ2パーセントの上積みを、払う方からみれば取られているわけでありまして。もらう方から見れば取っているわけでありまして。こういうことから考えても、やはり国道から外れた地域の方々が、先ほど列挙したようなことに困っているのであれば、そういったものの解決策にあげていただきたい。そう思うわけでありまして。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 町長から一言お願いします。

○町長（菅家三雄君） 言われる内容につきましては、十分あの、精査しながらこの後も取り組んでいきたいと思っております。

○1番（酒井右一君） ありがとうございます。

○議長（齋藤邦夫君） これで、1番、酒井右一君の一般質問は終了いたしました。

続いて、9番、鈴木征君の一般質問を許可いたします。

9番、鈴木征君。

〔9番 鈴木 征君 登壇〕

○9番（鈴木 征君） 通告に基づきまして一般質問をいたします。

質問項目は2件であります。まず一つ目として、只見町地域防災計画の効果的な運用についてであります。1) 今般の豪雪により防災計画に基づき防雪対策本部を設置したが、その内容を問う。2) 豪雪から町民の安全を守るため、具体的な活動はどのように行われたか。また、その効果はどのように発揮されたのかを聞いてみたい。3) 今後、雪消えが遅れ、農業経営や土木工事に影響が出ると予想される。今から対策をしなければならぬと考えますが、町長の考えを問う。4) 克雪対策に向けた町の今後の取り組みについてであります。豪雪対策の、申し上げたいのは新たな施策が必要と考えるが町長の考えをお伺いいたします。5) 豪雪対策本部を設置することによるメリット、補助・起債等があるのか。また、デメリ

ットについてもお伺いいたします。

大きな2番、除雪支援事業についてであります。1)住宅まわりの除雪、屋根の雪おろし除雪など、要請はどのくらいの件数があったのかお聞きいたします。2)除雪が続き、頼んでも来てくれないとの声を多く聞かれました。業者を増やすなど対策をとるべきと考えるが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 9番、鈴木征議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、只見町地域防災計画についてのご質問であります。項目ごとにお答えをいたします。まず、豪雪対策本部の設置の内容であります。本年1月22日からの積雪により、只見町豪雪対策要項による警戒積雪深260センチに近づき警戒体制をとっておりましたが、1月27日午前5時に警戒積雪深を超え、その後も降雪が予想されたことから、午前8時をもって豪雪対策本部を設置し、関係機関にお知らせをしたところであります。

次に、町民の安全を守るための具体的な活動についてであります。防災行政無線及びおしらせばんにより、除雪時の安全確保の徹底や落雪等の注意喚起に努めるとともに、各振興センターを中心に地区内のパトロールを実施するなど、危険個所の把握や注意喚起を実施してまいりました。その効果についてであります。残念ながら除雪中の事故が2件、落雪による事故が2件、計4件の人的事故が発生し、そのうち3件が骨折等の重傷事故となるところであります。今後も降雪の状況を見ながら、除雪中の安全確保の徹底及び融雪災害や雪崩等に対する注意喚起に努めてまいります。

次に、雪消えの遅れによる農業経営や土木工事への影響対策についてであります。まず、農業経営への対策につきましては、豪雪による春作業等の遅れを懸念し、町道等の押戻し作業に併せ、育苗用地の融雪を促進する除雪支援を行うこととし、3月2日発行のおしらせばんで希望者のとりまとめを行っているところであります。また、公共工事への対策につきましては、早期発注を目指してまいりたいと考えておりますが、一方で昨年の豪雨災害による林道災害復旧工事など急峻で雪崩発生の危険性も懸念される箇所もあることから、安全第一に対応してまいりたいと思います。

次に、克雪対策に向けた町の今後の取り組みについてであります。3番議員のご質問にもお答えしたとおり、平成30年度を事業終期として取り組んでまいりました克雪対策事業

補助金について、今後の要望状況等も見ながら事業の継続についても柔軟に検討してまいりたいと考えております。

最後に、豪雪対策本部を設置することによる財政的なメリットではありますが、災害救助法が適用になる場合には、自らの資力及び労力によって除雪を行うことができない方に対して、日常生活に支障がない範囲で行った除雪費用のうち、5割以上を国庫が負担する仕組みがありますが、豪雪対策本部を設置することによって補助金や起債等が有利になる制度は現在ないものと認識しております。なお、今期の大雪により2か所以上の都道府県において災害救助法が適用となったことにより、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給が国内すべての市町村で適用となっているところではありますが、只見町においては支給対象となる事故等は発生しておりません。

次に、除雪支援保険事業についてであります。同制度は高齢者世帯等冬期間の除雪が困難な世帯を支援するため平成19年度に創設したものです。同制度の仕組みといたしましては、対象世帯に定額の利用料金を町が指定する除雪支援事業者を支払っていただき、冬期間、対象世帯の申し出に基づき、事業者にて屋根に雪がつかえない程度の軒下除雪作業が行うこととしており、玄関周りや除雪機の進入路以外の庭などの除雪は本制度での対象外となっております。ご質問の住宅周りの除雪や屋根の雪下ろし除雪などの要請件数については担当課に問い合わせがあったのは数件であります。現在、屋根の雪下ろし除雪については、別途除雪経費の一部を助成する制度があることから、対象者に対して制度の周知を図っているところであり、平成28年度の実績は43件でした。また、業者を増やす対策についてありますが、除雪機整備にかかる補助金要綱を定め、指定事業者の確保に努めております。今年度も2件補助決定し、その結果、指定事業者は昨年度より2事業者増加し、只見地区20事業者、朝日地区17事業者、明和地区15事業者の合計52事業者となっております。新年度でも2件分の補助金を計上させていただいておりますので、今後も指定事業者の増を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） 今、町長より、項目ごとに答弁をいただきましたけれども、私はあの、この本部をつくったことによる効果と、それから運用についてという質問をしたわけでありまして、質問の1)と2)についての内容の答弁は、まさに、今までの区長から

報告あった、報告をすること。それと、今日までの経過。それから実績を述べられました。私、3番についても、業者にそれぞれ支援する、金出せばいいというような答弁に聞いたわけでありましてけれども、私あの、4)に、克雪対策に向けた町の今後の取り組みについてでありますかと、これについてはまあ、3番の質問に答えたということではありますが、私はその中で、豪雪対策の新たな施策として何が必要なのか、その考えを問うというふうにしたわけでありまして、それからあの、支援事業に、大きな2番目の除雪支援事業については、1番と2番が、様々交差しておりますので、3回目の質問に一括してこの大きな2番の除雪支援事業については質問をさせていただきたいなというふうに思います。まず再質問として、今申しあげましたように、今までの今後の取り組みについてでありますけれども、これは3番の質問に答えたということで3番の内容を見ましたけれども、私は新たな施策の必要があるんでなかろうかなという質問でありますので、町長、ここ、ひとつ、自分の考えをお願いしたいなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 現在あの、答弁の中でも申しあげましたが、制度の中で今年度対応してまいりました。そういった中であの、こういったところが不具合があるかどうかというのは、今後あの、まだ豪雪対策本部設置しておりますので、その最終報告の中で必要があれば、そういったところの新たな対策が必要ということになればまた検討していきたいということで、とりあえず今年度の反省がまだできておりませんので、そういった中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） それであの、1)と2)についてですが、町民を安全から守るという観点から、防災計画は平成23年の3・11の地震や新潟・福島豪雨7・29の機会に見直されていると思いますけれども、空き家対策として空き家の屋根あるいは雪対策など、新たな課題が出てきたならば、町民に安全を守るため、対応策として計画に組み入れられてはいいかがなものかなと。防災計画の見直しは1回なのか。それとも数回あるのか。担当課長より、この仕組みについて規制があるのかどうかということを担当課長にお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） 今のお尋ねで、防災計画の見直しについてのお

尋ねだと思えます。特にあの、回数に規制等はないものと認識しております。必要があるごとに改正をさせていただくことになるかと思えますが、様々、多岐にわたる計画となっておりますので、時間を要する場合もあると思えますが、必要がある場合、改正をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） わかりました。そこであの、高齢者が冬期間だけでも除雪の心配がないように、住宅の確保すべきでなかろうかなというふうに思います。住宅確保といっても、保健センター、保健センターの2階に、そのような施設であるというふうに私はお聞きしますけれども、現在、そこに何人おられるのか。今、何人入っておられるのか。また、行政からの誘導をし、そのような施設を供給すべきというふうに私は思うんだけど、もし足りなかったら、旧診療所の2階を改造しても、これからどんどんどんどん、年寄りばかりで、今、雪が降れば町の支援を受けながら、屋根のまわり、軒先離す支援は受けられ受けられるけども、戸口、玄関だな、玄関から道路までの除雪もあるわけです。高齢者一人・二人暮らしの老夫婦も、この玄関から道路まで道をつくると、歩けるようにするというのは相当な難儀が予想されます。赤沢の人も、道路から自宅まで、とても除雪できないというようなことであさひヶ丘にお世話になっておりますけれども、そういった人を大体何人ぐらい、今入っていて、何人ぐらい受け入れられるのか。そして、希望者が多ければ旧診療所の改築、改造して、入れては、入っていただくことができないのかどうか。と申しますのは、あそこさ入所、入園するには、それなり基準があると思うんですよ。基準にはまらなくて、今、相当空いているんじゃないかなというふうに思う。せっかく造った目的の施設を、基準は直せるんですよ。そして、目一杯入れるようにして対応していただければなど。今申し上げることも、質問ですから、これに対して、福祉課長、お聞きしたいなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 保健センターの現在の状況でございますが、全部で9部屋ございまして、8部屋入居いただいております。そのうち、1部屋についてはご夫婦で入居されております。1部屋につきましては、昨年の秋に入所判定会を実施しまして、部屋数以上の申し込みはございました。そのメンバーで検討した結果、この方は冬期間、自宅で過ごしていけるだろうというような判断のもと、お二方についてはご遠慮いただいた経過ではございます。で、1部屋の空いているところについてですが、緊急的に入居させなければならな



いような事例が発生したようなときのために1部屋は確保しておいたほうがいいだろうということで現在1部屋空いているような状況でございます。尚、昨日の一般質問の中でもございましたが、豪雪対策本部が設置されまして、本部長のほうから一人暮らし老人等の確認をしろということを受けまして、昨日の答弁もであったんですが、民生児童委員の方に各集落のほうを訪問なり、電話等で確認をしていただいて、黒谷の岩下水路の越水が危ないということで、そこの方から相談が民生委員の方のほうにありまして、担当係長と一緒にその現地確認して、黒谷の区のほうに状況の報告をさせていただいております。その場合、そこの方について、もし危なければ一時避難ということで受け入れしなければならないかというような内部で検討して、そのような状況で検討はさせていただいた経過ございましたが、黒谷区の作業によりまして、水路のほうまた水がうまく流れて、越水の心配がなくなったというような報告もいただいております。そういうような状況ですので、現在1部屋空いておりますが、そういったような状況で必要な場合には入っていただけるように現在は確保しているところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） そこで1部屋ぐらいしか空いてないでは、私の質問、しぼんでしまうような感じしますが、これからやっぱりね、多くなると思うんですよ。それで、旧診療所の2階あたりを改造してみれば、何人ぐらい入られるのか。後でいいから、検討しておいて、是非とも、やっぱり、冬は一人暮らし、老夫婦はやっぱりあさひヶ丘あるいは旧診療所の2階あたりに入らせていただいて、冬だけで、春、家へ帰るといようなことにさせていただきたいなど。もう一回、その旧診療所の関係も含めて、いかがなものか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） それから、先ほど言い忘れましたけども、入所の基準としましては、簡単に申し上げますと介護度のない方になってございまして、要支援の方までならOKになってます。大丈夫になってます。で、あくまでも自炊が原則なので、食事の関係とか自炊できない方についてはご遠慮いただいているところであります。それからあと、今、保健センターの2階の部屋については、居住スペース等合わせて、トイレは付いてございますが、お風呂のほうは1階のほうのデイサービスで使用しているお風呂を曜日設定と時間設定でご利用いただいている状況でもございますので、今ほど議員おっしゃいました旧診療所の2階については、部屋としては改造すれば確保できるかもしれませんが、そういった諸々の条

件をクリアしないとなかなか対応は難しいかとは思っておりますので、今後、検討はさせていただきますと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） 今朝ほど、冒頭、議長より、一問一答方式を力強く申されましたが、協力してほしいというようなことでありますが、できる限り一問一答に努力しますけれども、私あの、この大きな1番と2番、一括というか、総括して申し上げたいのは、やっぱり高齢化になって人口減少の中で、今までのような対策本部がこれでいいのかという観点で1からまあ、質問は長いかもわかんないけど、答弁、この中で5回・6回ありますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

今年は例年になく大雪で、本当に雪に携わる除雪の作業員、連日連夜に本当に寝ずに除雪作業に従事してもらったことを本当にありがたいことだと、枕元でいつも、朝3時の頃から除雪されておりました。加えて今後も、雪の排雪といいますか、押し戻し作業が懸命にやられている姿を改めて、やっぱり只見町の冬の生活を支えてもらっている人たちなんだなというふうに敬意と感謝を申し上げるわけであります。

さてあの、ご承知のように、只見町は日本の有数の豪雪地帯であります。私は昭和35年から41年までの6年間、厚生消防を担当しておりました。その中で、大きな火災が、熊倉あるいは蒲生。蒲生は昭和、私が役場入る前、私が6年生の時、7月24日に、18軒ですか、土蔵含めて全焼したわけであります。そして、39年に伊南の大火で55棟。それから熊倉火災と。熊倉火災と伊南火災は消防車が、37年に購入して、39年の年、伊南の大火災に出動したわけではありますが、やっぱり、昔は本当に人力で全てをやったわけでありませう。公共施設も、橋も。これは人口が多かったから、人の手で、学校も保護者、役場庁舎等については町職員、あるいは公共施設に冬、特別保険をかけて雇って、そして公共施設の除雪を人力でやっていただいた経過があるわけであります。そこで、私あの、36年の年に、浅草岳・朝日岳の4地点にロボット気象観測所が初めて本町に設置されたわけであります。36年には只見の原に気象通報所が原に建設され、この年、気象通報所が開設される一方、38豪雪、38年に大きな災害が発生しました。そして、39年の年、豪雨被害も受けて、常盤橋以外、ほか16の橋が落橋、流失した経過がございます。これは町の年表を拾ったり、様々、関係者にお聞きして、私はこの質問内容を作ったわけではありますが、この昭和40年の年に、3メートルを超える豪雪の年は、降ったり晴れたりであれで5月の6日まで、

只見の積雪は1メートル43センチ、5月の6日に残っていたという記録が載っております。この年の只見町の人口は9,700人でありましたけれども、45年の年に雪上車3台、朝日・明和・只見に購入して配置したことが残っております。その年は冷害で、町で2億円の被害を受けて、その年の人口は7,300で、500人、5年で減っております。最近の豪雪被害や様々については皆さん、ご承知のとおりでありますので申し上げますが、私が強く申し上げたいのは、人口減少の高齢化との関係であります。その点抜きにして対策は考えられません。今までと同じ対策だったらいいだろうかということであれば、それは不十分な対策と言わざるを得ないというふうに思います。今までと同様の対策でよいのかどうか、町長の、今まで答弁ありましたけれども、聞いていると、今までのとおりのように聞こえました。昔は、このことについて町長から答弁求めますけれども、克雪対策の除雪支援保険制度ができてから、その整備は非常にスピード化して人口減少も高齢化が進んでいる実態をどのように受けて止めておられるのか。克雪対策の支援なども再検討されておりますけれども、町長は今回の豪雪対策に文書でお知らせばんが配られました。また、連日連夜にわたって、除雪するには二人でやれよと、終わったら側溝の蓋をしろよと、安全対策を強く呼び掛けられました。放送を重ねれば重ねるほど、これで良いというわけではございませんけれども、町内の区長、現状、経過等は町民は知りたいわけでありますが、まさに今までの状況を聞いていると、元消防やった方だの、除雪本部、対策本部をつくることによって、何が、何が変わるのかということ1点。対策本部をつくることによって何が変わるのか。同じことの放送をし、町民に除雪の危険性の呼びかけ。町長、その辺、1回、答弁求めます。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 今年度の豪雪につきましては、4度の周期ですか。非常に一気に降りまして、まだ2メートルの積雪が減らない状況がここ2週間ほど続いています。そういった中でまだまだあの、屋根には雪はなくなっておりますが、雪が固いせいか、家のまわりの除雪等で皆さん、苦勞されている方が見受けられますが、そういった中で、家のまわりの除雪等については流雪溝等にまだ捨てられている方がいらっしゃいます。そういった作業について、やはり喚起をして、蓋かけをお願いしたり、そういったあの、日常生活の中で、これからどんどんどん、雪が消えていく中でも危険箇所少なくしていくという呼びかけは続けていく必要があるというふうに思っておりますので。それとあの、やはり、段々、雪が解けていくとなると、小さい川や大きな川のほうについても水が増水してまいります。そういっ

たところで被害のないように、さらに呼びかけだけはしていきたいというふうに考えております。それである、この後の対策ということにつきましては、いろんな家屋等の補助については継続の検討と、それからあと、災害対策本部、この後の中でとりまとめをしていって、どういふところが本当にこの後、対策が必要かどうか。そういった反省を踏まえた中で、また新たなものが必要かどうかも含めて検討をしていきたいというふうには思っております。

○9番（鈴木 征君） 1回目の答弁の中にありましたけれども、やはりあの、区長から、町内の区長様から、災害状況、人的、それから建物の報告を受けて、そして資料に基づいて課長だの、役場関係者に配られたと思うんだけど、そして、今日のあれの中に、地区センターでは巡回したと、パトロールしたということでもありますけれども、町長や、やっぱりね、対策本部つくったらば、これほどの年寄り、一人暮らしが多いんですから、やはり、電話をして、電話戦術、選挙だって戦術、電話戦術が一番効くわけだから。やはり、電話をして、どうだい、屋根の雪、心配ねえがいと。あるいは水道、凍んねえがいと。最後に火の用心をお願いしますというようなことはやっておられたかどうかということ。それから、センターに、私は注文付けたいと思ったんだけど、やっぱり、センター長、三人おりますけれども、地区の村長さんだ。これは、やはりあの、センター長だけでなく、やっぱり、警察、消防幹部。そして、区の連絡員というだか、駐在員、区長でもいいや。そして、センターと。5人ぐらいのプロジェクトチームをつくって、まわっていただければ、そして、時たま、お茶飲みでも寄せてもらって状況を聞くということにしないと、私はあの、ちょうど役場に、何やってっから行って見てえでなく、用事があって行ったんだけど、酒井恵治君と副町長が町内を巡回。これは良いことだということを申し上げて帰ってきましたけれども。センター長、それぞれ、どうだい。町内、何回くらいまわったんだ。一人でもまわったのかい。それとも、集落の人とくっついて行ったのか。本部からまわられて言わっちゃがら回ったのか。その辺。

○議長（齋藤邦夫君） 明和振興センター長。

○明和振興センター長（横田雅則君） 豪雪対策本部できてからといいますか、それなりに降ってましたので、こちらのほうとしては、各区長様方と連絡取りながら、集落のほうを回数としてははっきりしてませんが、4・5回はまわって状況はその都度確認はさせていただいてます。ただ、センター的にもそれほど職員が多いわけではないので、私、センター長と臨時の職員1名、2名でまわらせていただいた状況で、そのほか区長様に立ち会っていただ

いてまわったということは今のところございませんでした。

○議長（齋藤邦夫君） 只見センター長。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 只見地区の場合は、生涯学習推進2名と私の3名が職員としていますが、1回目は生涯学習推進員2名で巡回しております。2回目は私一人で巡回しました。先ほど言われたような区長様の同伴等はしておらず、不具合箇所等あれば、それを写真に収めまして、町民生活課のほうに不具合点や撮影した写真等を送付して、状況のとりまとめをお願いしておりました。そのほか何か、豪雪対策本部ができましたので、何か地区で具合の悪いこと等々発生すれば、只見振興センターのほうに教えてくれということを見見地区の区長様には連絡し、そういったことで入手した情報は町民生活課のほうにとりまとめて送付していたような経過です。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） この対策本部つくって、担当課長、お聞きしたいんだけど、この今回の豪雪対策本部設置されたことによって、除雪支援保険事業実施要綱の9条に、豪雪対策本部を設置された場合は、その都度、協議のうえ、除雪作業標準額を増額するものとするという規定を設けている。そこで、除雪事業者だの、利用者である町民に、こういったことをお知らせしなかったというのは、まだ予算が計上もしないし、可決されてもいないと。去る2月27日の日に、当初予算、補正予算配られました。その予算書の28ページの区分は20の扶助費です。それに640数万載ってございましたけれども、これは除雪対策事業者みんな52だっけか、あるわな。それだけの人達の643万7,000円計上されましたけれども、これはまあ、大変良かったなというふうに思いますけれども、議決されれば若干ではあるけれども、その事業者は恩恵を受けられるということなんだけれども、よく11番さん、おっしゃるように、福祉灯油というのも、過去、豪雪による、そして燃料が高騰する場合はやりますよということ、渡部莞爾町長も、小沼昇さんも、そういったことがありました。平年ペースの雪では福祉灯油はないんだよということも強く、私達、古っぱの議員は認識しておりました。しかし、この福祉灯油というのは、そういったときに燃料が高騰すると。そして、豪雪による暖をとる期間が長いというようなことで1万円の灯油代というふうに、困窮世帯、老夫婦、一人暮らし、母子家庭等に配付した記憶があるんだけど、その予算は町長の答弁の中で、質問のことだけしか頭になくて、答弁が理解しられねえ部分があったんだけど、いずれ、豪雪に対しての支援は、建設業界については工事を早めに発注するとか、

種撒くところの場所については助成するとかという、助成助成で金で解決なんだけども、勿論、金で解決しねえものはないんだけども、いかがでしょうか。灯油。福祉灯油の話は出たのか。出なかったのか。それとも今回、補正でとるのか。俺見落とししたのか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今ほどのご質問の、まずあの、除雪支援関係の3月補正の増額の分でございますが、そちらについては、只見町除雪支援保険事業実施要綱の第9条のほうに定めておまして、町の豪雪対策本部が設置された場合は、その都度協議のうえ、除雪作業標準額を増額するものとするというような規定がございまして、雪が多いと、請けられている事業者の方も当然、回数が多くなりますので、標準料ではなかなか大変だろうということで今回増額をお願いしておりますので、先ほど質問された内容で、あくまでも今回、除雪支援保険事業に申請されている方のところを請けている事業者の方への補助になります。

それと、あと福祉灯油の関係でございますが、こちらについては、灯油も若干ずればございますが上がってきたことは承知しておるところでございまして、あとその辺につきましても内部で協議はさせていただきましたが、現実的にはもう少し様子を見ようというような結果でございましたので、今回、補正のほうには計上させていただいておりません。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） 計上されておりませんが、今後、会期中ではと言わねえけども、4月になっても、5月になっても、それは支給すべきであろうなど。過去の例から言って。努力してくださいよ。

それから、これからもまだ、寒波による、各家庭においては例年以上に灯油の消費が必ず出ます。だから、前の町長も、前町長も、吉久町長まで言っていたんだよ。灯油を使う期間が長えば燃料はいると、消費するということでもありますので、是非とも、まあ、考えていただきたいなというふうに思います。

それからあの、8番議員さんがおっしゃいましたけれども、町長にお尋ねしますけども、昨年10月ですか、只見で議会報告会をやった時に、議員が10人出席。一般からの出席者が一人と。それが扇屋本館のヒロエさんという方。その方が議会に対しての強い要望を申し上げられました。それは、議会に対してでもあり、町当局に対してでもあったらうなというふうに思うわけだけど、内容は、ヒロエさんがおっしゃるには、よそから、町外から、勤務の関係で只見に滞在している、言い換えればよそ者なんて、この辺、言いやる。よそから

来ている方に、この豪雪をいかに、豪雪地帯を見て、只見町の良さ、雪いっぺえ降って良いという、デメリットとメリットをアンケートをとって、アンケートをとってですよ、そして、そのアンケートに基づいて、町長、幹部、議会は議会でやりますけど、町長が、そのアンケート内容に向き合って、先ほど8番議員がおっしゃったように、選挙前ならば町民は座談会なんていうものは、やるななんて言ったってやりたくなるわけだけど、今、私の申し上げるのは、よそから来た人に、良い案があんだ。良い案持ってる方もおられる。地元の方に集まってくれよといっても、俺も車の中で、只見はいつ、いっかだから、集めってけろよって言ったら、集まんねえ、行かねえ理由、藤田力君と聞きましたけども、理由をお聞きすれば、根が出ないんですよ。しかし、只見以外から勤務の関係で来ておられる方については、私は是非ともやってほしい。議会にもその要望あったから、議長も、経済も、総務も、それぞれの委員長の出席しておられましたから、書記も付けましたので書いたのあったと思うが、これも議会でも実施するが、なんといっても明和で大勢お聞き、出席されるのは、やっぱり行政が答えるべき内容ばかりなんですよ。だから、道人君がテレビを通じてよろしく頼むなんておっしゃいましたけども、私はこの席で、やっぱり、あなた、町の親方だから、町をどういうふうに変えていくのか。良い面をとって、そしてよそから来ておられる方に、除雪支援ではねえが、手厚く、手厚く、心のこもった、やっぱり対応で意見を聞き、そして向き合って、町の状況も話をし、協力を求めるということを強く要望して、最後に今申し上げた、町外から滞在しておられる方のご意見を、アンケートをとって、そしてそのアンケートに基づいて会を開いて、意見交換をされてはいかがなものかなど。町のためにもなり、私どもも、その話は是非とも聞きたいなというふうに思います。池の中の蛙、知らずではだめだ。

それから最後に申し上げたいのは、災害はいつくるかわかりません。過去、大きな火災は3件、3回。災害が5回。豪雪が8回。火災が5回ありましたけども、それには大火になったひとつの理由としては、やはり水利便が悪いと。それから道路状況が悪かったと。熊倉の場合は川と山挟んで、火の海で、道路通れなくて、そして水便が悪かったと。火災になると風が出てきますよ。そういったことで大火になったと。蒲生の場合は、(聴き取り不能)用ポンプ、4台だけはしつかっていたけども、水便がなくて、一番、蒲生の居平のこっち側の上がり口のところの馬場あつし先生の家、(聴き取り不能)やったけれども、ひとつも火消えるあれもなく、みんな燃えてしまってから、そういう、昔はやむを得ねえ。今は、伊南火災は、青柳のほう木伏からまわっていけということで青柳から小塩通って、そして古町さ行って、

そしてあのイチョウの木ある小学校を守ったわけではありますが、夜、また火災は学校火災で、結局、只見の消防車で行って学校守ったのが、学校まで燃しちまったと。そういう現状を申し上げますが、やっぱり災害はいつくるかわかりませんが、やっぱり防げるものは防ぐ。最小限度に防げる体制を整えてほしい。そこで、今の町民生活課には消防担当者がおりますけれども、消防担当者はやっぱり、市とか大きな町では課があるわけですが、生活課の中に官をつける、災害緊急担当官、監督の監でもいいし、官庁の官でもいい。そして、身分は課長補佐職あるいは主管にして、責任の持てる、只見の7・29の火災は、通報・連絡の関係で今も裁判ぶってるわけだ。まあ、そういったことを早く解決してもらいたいんですけども、とにかく、やっぱり通報、それから連絡、行動を速やかにやるには、やっぱり責任のある立場にして、やっぱり担当官というものを、いいわや、一人ぐれえ、官というのを。そういったことを町長、考えていただきたいなというふうに思います。いかがですか。どうぞ。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） まず、住民との話し合いといいますか、懇談につきましては、今までの中でも申しあげましたように、新年度に向けて広報広聴の活動の中で行政としては取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、災害対策の関係でございますが、過去の大火、非常に歴史の中でも大きく残っておりますが、その後、行政においては防火水槽とか、消火栓とか、いろんな形で対応してきて、水利対策はしてきておりますし、今後もそれは進めていきたいというふうに思っております。あと一番大切なのが住民に周知を図る広報無線の関係。デジタル化というのか、無線の周波数の関係で求められている改修等について先取りをして、30年・31年で全てを完了したいというふうな形で取り組んでおりますのでご理解をいただきたいと思っております。

そういった中で、消防担当課の中の職員の問題ですが、これにつきましては、現在、組織機構を見直しております。ただ、官という名前は今想定はしておりませんが、中の職員体制の中でちょっと、検討はしていく必要はあるかなというふうに、今、ちょっと、町民生活課、片肺のようにあの、職員の税務班のほうは若干、人は配置になってますが、窓口と消防関係のほうについては若干弱いということになってます。で、今度あの、機構改革の中でそういったところも踏まえながら、ただ、専門の職員を増やしていくことができるかどうか。ちょっと別にして、兼務で対応できればということも視野に入れながら考えていきたいと思っておりますのでご了解をいただきたいと思っております。



○9番（鈴木 征君） 終わりますが、やっぱり大切な部署なんで、一辺倒ではだめだから、やっぱり官を、あるいは長を付けて、そして町の、枕高くして休める消防体制あるいは災害体制の、事前に未然防止努力できる、責任のある人をお願いして終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、9番、鈴木征君の一般質問は終了しました。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。

暫時、休議いたします。

3時15分から開会しますのでお願いします。

休憩 午後2時58分

再開 午後3時14分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、会議を再開いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） それでは、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。ご説明を申し上げます。

今回お願いをしております条例改正であります。大きくは2点ということになります。

費用弁償としての位置づけ。そしてあの、国民健康保険関係の委員の名称変更ということで

あります。

前段のものであります。ただ今お配りをした資料、議案第3号資料ということで右肩にあります資料であります。ご覧をいただきたいと思っております。現在であります。左が改正後、右が改正前であります。現在、費用弁償といたしましては、ひとつとして特別職の職員が会議に出席した場合には、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例に規定する費用弁償を支給する。もう一つとしまして、特別職の職員が公務のため旅行した時は旅費を支給するというので、会議の分と旅行の分、別ということで考えがございました。議会議員の方々ですと、そういった考えで現在も継続しておいて、このとおりであります。現在、特別職の職員で非常勤の方、非常勤特別職というふうに申し上げさせていただきますが、町外の方も何人かいらっしゃいます。そして、現在の条例上、町外の方を任命するというのが大前提の状況になっている委員もございます。つきましては、こういったことであるので、会議、そして公務の旅行ということで区別なく、通常に移動していただいた場合には車代等々を支給する、通常の旅費を支給するというので整合性といいますか、文言の整理をさせていただきたい内容が一つであります。4条の2の部分は、条例の根拠、昭和51年只見町条例第36号第6条第1項ということで根拠を、従前なかったものを条例に加えるというものであります。

もう1点。その下の別表に関して申し上げます。現在、町が保険者となっております国民健康保険であります。これが国民健康保険法等の改正で、今、制度改正で、県が保険者ということになりまして、県に国民健康保険運営協議会が設置をされます。そういったことで町でも同様の協議会設置ということになりますが、名称が同一になってしまいますので、その区別をつけるために只見町の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員ということで改めさせていただきたいというものであります。繰り返しになりますが、福島県において、保険者において、国民健康保険運営協議会が設置されることから、名称が同一ということになっては困りますので、この部分、只見町のということで加えさせていただくと。この内容が今回お願いをした改正の内容であります。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第3、議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 資料配付を許可いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） では、議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。ご説明を申し上げます。

ただ今、配付をさせていただきました右肩に第4号資料という資料ご覧をいただきたいと思います。今回、まず、これもすみません、左が改正後、右が改正前ではありますが、上段、給与の内払とかありますのは送り仮名の文言の修正等、そして中段のカッコ書き、昭和40

年12月というのは先ほど申し上げました条例名を今回付記するというものであります。届け出についても、けの字、ひらがなの字の整理であります。別表第4というふうにございます。これが今回の主な内容であります。町長、提案理由でも説明をさせていただきました。今回、以前の議会で、課設置条例等の改正。これを議決をいただいたところでありますが、平成30年度、組織機構の見直しをしまして、より効率的な行財政運営を目指すということが示されております。そういった中で、今お配りをした別表第4とあります資料の裏ページ、裏ページをご覧をいただきたいと思います。裏ページに表となつてまして、左が改正後、右が改正前ではありますが、改正前の5級のところをご覧いただきたいと思います。課長の後ろに、点、室長及びというふうにございます。今般、この室長の職を左側の表にございますように4級のところ、副課長の後ろに室長というふうに加えさせていただきたい。いわゆる5級から4級に、室長の職を改正をお願いしたいというものであります。もう1点、専門放射線技師とありますのは、職名の並び順等の修正でありますので、これはご了解をいただきたいと思います。こういったことで室長、現在、会計室長という室長がございます。こういったものを4級ということで処遇することが可能ということになりますと、様々、人事配置上、効率的な行財政運営ということで、そういった面の可能性が広がります。つきましては今般、4級での室長処遇、こういったものを可能にしたいための改正でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

簡単であります、説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 特にその、室長の改正後と改正前ということで、これが一番よくわかると思うんですが、要するに、今の給与、号級を下げるという改正ではなくて、室長職を、室長の職名を、4級の職をもつてもできるという改正、だけの趣旨なのかどうなのか、確認をいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） ただ今のご質問であります、今ほど1番、酒井議員がおっしゃったとおりの内容であります。下げるということではなくて、4級の者も室長として任命できるということで幅を広げるということでご理解をいただければ幸いです。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） 1点お伺いしますけれども、参事の職務。これ、今、参事の方は何人おられますか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 現時点では1名でございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 先ほどの引き続きなんですが、ちなみに、今、係長相当職というのは何級でしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） この表で申し上げますと、改正後、ご覧になっていただくと、3級のところに係長ということになってございます。この級には主任、そして主任主査おります。この級から4級。これが通常の現時点での係長職ということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案第5号 只見町特別会計条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） それでは、議案第5号 只見町特別会計条例の一部を改正する条例。ご説明を申し上げます。

まず、今回、特別会計の一部を改正する条例ということでありまして、只見町観光施設事業特別会計及び只見町交流施設特別会計。この二つの特別会計について、30年度予算から廃止をさせていただいて、一般会計の中におきまして目立てをして整理をさせていただきたいというものでございます。

まずあの、特別会計の意義でございます。すでにご存じのことかと思いますが、改めてまた申し上げさせていただきたいと思いますが、特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって一般会計と区分して経理をする必要がある場合において条例で設置することができるということになってございます。また公営企業の経営は基本的には特別会計を設置して経理を行うということにはなっております。

今般までの経過であります。当事業、二つの事業であります。従前、地方財政法における公営企業の観光施設事業。これは休養宿泊施設事業。旅行村であります。索道事業。これはあの、スキー場であります。これに分類しながら公営企業に分類をしてきました。そしてまた湯ら里が休養宿泊施設事業であります。すみません。しかしながら、この二つの事業であります。一般会計の運営費繰入で特別会計収支を調整をいたしまして、企業の経営に伴う収支をもって経費に充てる。こういった独立採算性を原則とする企業会計の性質に適合していない状態が続いているのではないかとということがありまして、県の助言もございました。平成25年度決算より、一般会計に属する特別会計として普通会計上の決算の区分として見直しをしてまいった次第であります。現在、この施設の使用料は指定管理者の収入としておりまして、歳入は一般会計からの繰入金。歳出は主に指定管理料。そして施設の維持・修繕等の整備費等々となっております。一般会計と区分して経理する必要がないというふうに

判断される状況であることから、今般、この2会計について廃止をさせていただいて、先ほど申し上げましたように一般会計で目立てをして予算化をお願いをしたいというものでございます。

平成30年度の当初予算であります。交流施設特別会計の歳出予算は、農林水産業費、従前のあの繰出金があった科目であります。そういったところに新たに交流施設費ということで目を新設。観光施設事業特別会計の歳出予算。これにつきましては、従来、観光費からの特別会計への繰出金をもって特別会計設置しておりましたが、これも観光費の中で目立てをして、只見スキー場管理費。そして保養センター管理費ということで目立てをしまして整理をさせていただきたいという内容でございます。そういったことでもありますので、2会計について、そういった方向での整理をさせていただきたい提案でありますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） わかりましたけども、今度、交流施設、まあ湯ら里ですよ。あの決算書なんかは、今度はあれですか。決算審査の時に、今まで添付されておったんですけども、もう一切、こない、チェックできないということになります。これ、本一般会計の審査しできないということになります。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 今年度、秋に、来年度です。30年秋に、なります29年の決算審査は29年度特別会計ですのでそのままお付けをする。それ以後の審査におきましては、従前のおり、そういった必要な資料はお付けをさせていただくということで対応を考えさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） 一般会計に入れる、一般会計の扱いになることで、例えばその指定管理の考え方でありませうか、その運営方針の考え方はですね、変わってくるんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 指定管理者、そのほかの、例えば森林の分校等々も一般会計で処理をしてございましたし、今後もそういったものが一般会計に入ったとしても、従前と差があるものではないと、従前どおりというふうに考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第5号 只見町特別会計条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第5、議案第6号 只見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） それでは、議案第6号 只見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。



これにつきましては、認定こども園法の改正がございまして、それに伴った条項ずれに伴った改正でございます。今ほど資料としてお配りさせていただきました第15条のところで第9項が第11項。その変更になるものでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第6号 只見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第6、議案第7号 只見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

○保健福祉課長（馬場博美君） すみません。これ、資料ありませんでした。

大変申し訳ございませんでした。

議案第7号 只見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明を申し上げます。

一般質問の中でも若干触れさせていただいたところですが、児童福祉法の改正によりまして、放課後児童クラブの設備及び運営について条例で定める必要があるために、只見町こども子育て支援事業計画に基づき、今後、放課後児童クラブを実施できる体制整備のために条例を制定するものでございます。

中身としましては第1条のほうで趣旨ということで定めさせていただきまして、この条例については児童福祉法第34条の8の第2項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について定めるものですという内容でございます。それから第5条のほうでは、放課後児童健全育成事業の一般原則ということで定めさせていただいております。めくっていただきまして、第9条のほうでは設備の基準ということで、この事業を実施する場合の専用の区画等につきまして記載されております。第10条の職員のほうにつきましては、放課後児童支援については次の各号のいずれかに該当する者であって、福島県知事が行う研修を終了したものでなければならないということで、それぞれ定められた研修等を受講した方、専門の方を配置しなければならないようになってございます。で、ちょっと、飛ばして申し訳ないんですが、また1ページおめくりいただきまして、第18条のほうにつきましては、開所時間及び日数ということで、今までも何度か申し上げさせていただきましたとおり、事業者は事業所を開所する日数について一年につき250日以上を原則として、その地域における保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して当該事業所ごとに定めるものということで、ここで250日以上というのが決められておるところでございます。それから、開所時間につきましては小学校の授業の休業日に行う事業につきましては、一日につき8時間。授業の休業日以外の日に行う事業は一日につき3時間ということで定められておるところでございます。今後、放課後児童クラブを実施するか否かの検討をするうえでも、この条例を整備しておきませんと設置が難しくなるというような状況もございまして、今回、制定させていただきまして、今後、一体的に進めることについても検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） 先ほど、山岸議員の一般質問にもございましたが、ちょっと勉強不足でお聞きしたい点がございます。この条例は、厚労省管轄です。で、同じあの、放課後児童対策として今、文科省関係の、いわゆる教育委員会が所管している事業もありますが、先ほどの一般質問のやりとりですと、まあ、町としては今のこども教室だったり、子育てひろばですか、この辺を軸にいくということなんでしょうけども、例えば今後、いわゆるこの文科省と厚労省の放課後児童対策、今、二つこう、あるわけですが、今後の動きとして、例えばこう、一緒になるような、情報なりがあるのか。その辺の、これ、国のことになりますけれども、どのような、大きな方向として、このいわゆる放課後児童対策、変わっていくのか。情報があれば教えていただきたい。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今ほど目黒議員申されたとおり、放課後児童クラブの所管については厚生労働省。で、放課後こども教室については文部科学省の所管となっておりまして、それぞれ条件等がございます。特に放課後児童クラブにつきましては、主に学校内の余裕教室とか、専用教室が条件となっております。放課後こども教室につきましては、主に小学校というような規定がなされておるところでございまして、その辺の教室関係の利用できる状況を踏まえませんと、なかなか計画は、現在のところでは難しいのかなというような状況で、一般質問の答弁書の中でも所長が申した通りでございまして。現在、担当課のほうとしまして調査しているものにつきましては、また別なものとして、保育所関係も含めてなんですけれども、認定こども園というようなものもございまして、こちらについては、今までの保育所、幼児教育と保育を一体的に行う施設ということで定められているものでございまして、こちらは保育所については厚生労働省で、幼稚園については文部科学省の管轄になりますが、認定こども園については内閣府が管轄ということで定められておるところでございまして、今後の子ども関係、幼児関係についてはこういったことも検討していかなければならないのかなというふうには考えております。尚、放課後児童ということで小学生につきましては教育次長が申し上げましたとおり、町独自で実施しておりますこども教室や子育てひろば関係、夏休みこども教室関係で、ある程度のお子さんの居場所確保には繋がっているのかなというふうに思いますので、先ほど申し上げました学校の余裕教室関係、専用施設関係の状況等も勘案しまして、今後、放課後の児童の安全な居場所確保については検討してい

きたいとは考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） この条例の中身で、3条のところですね、町長は、云々始まって、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者、以下「事業者」となっていて、ずっとその後の4条から5条の2とかですね、その後もずっと事業者という言葉がずっと出てきます。そういう点では、この児童福祉法改正法の中身でいくと、町と、町以外のもの、これは町は町独自にやればいいわけですが、町以外とくれば、これは届出をすれば、学童保育事業を行うことができるというふうになっていると思うんですが、そういう点で、この条例の文書は事業者・事業者が町が直接行うという文書はこの中見当たらないんで、事業者が行うというふうに、これ全体の条例、なってます。そういう点では、そういう事業者をもう前提としてこの条文がつくられているのかどうか。その1点を確認したいことと、もう一つは、これ、虐待とか、いろんな、なんかあった事故発生時の場合は、利用者に支援提供するとかってなっているんですが、この中でのこの保護者会的な中身というのは、小学校とか高等学校ならPTAあるんですが、この放課後児童クラブの中ではそういうのは想定していないんでしょうか。

以上、2点です。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今ほどこの条例の中身の事業者という項目と、学校等という保護者会的なものということでご質問をいただいたところでございます。最初に申し上げさせていただいたんですが、今後、放課後児童クラブのほうを実施するうえでの検討できる体制整備ということで、今回、国・県の資料を基にして作成させていただいております。今後、この事業者については、のところに付きましても、今後の放課後の健全育成事業を推進するために、そこも併せて検討させていただくようになるかと思っております。まだ事業者のほうも想定しているわけではございませんので、今の施設を使って町のほうで実施できるものか、事業者のほうに委託する関係になるかにつきましても、今後の中で検討させていただければと思っております。それから、先ほどの保護者会的なものでございますが、そちらのほうにつきましても、今後の検討の中で含めて調整をさせていただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） そうすると、この、一番最初に書いてある児童福祉法の改正に伴ってこの改正だということで、児童福祉法34条の8の2の改正というふうに、これ、なるわけですが、すでにこの改正の国の法律案出てから4年経ってます。そういう点では、私は先ほどの一般質問の中でもこれやりましたから、あんまり繰り返したくないんで、そういう意味では、実際にこの条例を適用するような児童の対応を進めるまでは、これ確認ですけども、もう一度、いわゆる子育てひろば。教育委員会所管でやっているこども教室。これで対応していくと。で、体制が整えばこれに条例に基づくような対応にしていくというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今ほど山岸議員申されたとおり、現在取り組んでいる事業等については継続していきながら、今後の対応については検討させていただきたいと思っております。できれば、こういった事業を使いますと、若干、国のほうから補助金等もいただけるような内容にはなっておりますが、ただ、その場所関係の条件等がございます、なかなか、すぐに実行するというのは難しいかと思っておりますので、その辺も含めて今後検討させていただければと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 山岸さんと同じようなことを聞こうかなと思っていたんですが、これの条例の議決でありまして、この中で事業者、まさに事業者・事業者と、こう書いてありますが、その事業者の定義。これをその、どこかで確認しておく必要があるのではないかなとまあ、ほかにもいろいろありますが。事業者というものの定義を、この条例で確認できなければ、例えば児童福祉法なり、その関連の法規があるのか。それが何もないのであれば、条例の中で事業者の定義が確定しなるとなかなか難しいのではないかと思うわけです。これ1点。これ、このままでいいのかなという、これが第1点。細かい話で申し訳ないですが、この10条の3にある、保育士の資格、社会福祉士の資格を持ったほかに知事が行う研修とありますけれども、この知事が行う研修というのは、簡単に受けられる。または頻繁にそういった研修があるのかどうなのか。この2点について確認いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 1点目の事業の実施主体でございますが、事業者につきまして

は、実施主体として市町村も当然、可能でございますし、社会福祉法人や特定非営利法人活動法人等にお任せすることもできるというような内容になってございます。

それから、県知事が行う研修等でございますが、明確な研修の名称申し上げられなくて申し訳ないでございますけども、都道府県のほうでそれぞれ研修等を開催されているものがあると思っております。

大変すみませんでした。都道府県のほうで研修等につきましては、放課後児童支援員に係る認定の研修というものがございまして、こちらのほうの研修を受けていただければ、その支援員のほうになることが可能というようなことになるものでございます。一応、大まかな内容といたしましては、1回の研修の定員を100名程度ということで定められているようでございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） わかんねえわけですが、まずその、事業者の定義について、町とかNPOとか、いろんな団体を今説明の中では挙げられましたが、ですから、これ条例でありますので、町が運営していく、町というか、町の法規としてはこれは最高位の法規でありますから、事業者の定義。何ををもって事業者と定めるのかという部分が、この条例にないわけがあります。ですから、ないならないで、その上の法令にあるとか、あるいは児童福祉法ないしは規定にあるとかっていう、そういうものではないので、あなたは何を読み上げられておったのか。それがその、法律なのか。規則なのか。条例には書いてありませんので条例ではないと思いますが、ここで言う事業者の定義は町の最高位の法令でありますから、ここで規定かしないと、誰それをもって、何ををもって事業者とするか。その曖昧なまま、この条例を通すことになりましたが、その辺の、昔でいうと準則みたいなものの中ではないものかどうか。これがはっきりしてないと、どうも賛成しにくいなというふうに考えるわけです。

それからあの、二つ目の、いわゆる私が保育士であれば、こういった職に就きたいなど。そうしたときに、その県が、都道府県が主催する研修を1ヶ月待てば受けられるのか。半年待てば受けられるのか。あるいはもうすでに一年待たないと受けられないのか。研修だけ受ければ良いようになっておりますが、研修が簡単に受けられるものなのか。あるいはあの、長期間待たないと受けられないのか。そうするとまあ、就職するにあたっては、大概是年度の初めに考えるわけですが、その年度の初めまでに研修を受ける必要があるとなれば、頻繁

に行われるものなのか。あるいは年度を待たないとできない研修なのか。その辺が一番聞きたいものであります。ですから、もう一度お答え願います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 研修の内容でございますが、1回の研修期間については原則として2・3ヶ月以内というふうに定められております。で、あと研修の時間帯や曜日の設定関係についても、若干、都道府県の実情に応じて違っているというような状況でございますので、現在その福島県での状況については、申し訳ございませんが、現在ちょっと、そこまでは承知しておりません。

〔発言する者あり〕

○保健福祉課長（馬場博美君） 大変申し訳ございません。

第3条のほうで、この事業者の定義でございますが、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聞き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者ということで定められております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、よろしいですか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第7号 只見町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第7、議案第8号 只見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） それでは、議案第8号 只見町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、国民健康保険法第11条等の改正に伴いまして、字句の追加と名称の変更をお願いするものでございます。こちらについては国保の広域化に伴いまして、県が国保の事業者となることから、県で国民健康保険運営協議会を設立する関係から、それぞれの市町村の協議会の名称を変更する内容となっておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 反対討論です。

○議長（齋藤邦夫君） ちょっと確認いたします。

これから討論を行いますけれども、まず原案に反対者の発言を許可いたします。

反対者の討論をお願いします。

○11番（山岸国夫君） 反対です。これは国保法の11条の改正ということでありましてけれども、この国保法の改正の問題は、この後も県の事業ということで様々、これからも議論が



出てきますが、私はこの国民健康保険の都道府県単位化については反対であります。これの最大の目的は医療費を抑制していくというのが国の最大の狙いでありまして、そしてこの間、自然増も含めて予算をカットして、益々、受益者負担が強まっている。国はもっと、福祉に予算を出すべきであって、そういう点で、それに真っ向から逆行している流れであります。この下では、益々町民の暮らし、大変になるという点を踏まえて、私はこの条例には反対であります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

これで討論を終わります。

採決をいたします。

これから議案第8号 只見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第8号 只見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第8、議案第9号 只見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、資料の配付、許可します。

[資料配付]

○保健福祉課長（馬場博美君） それでは、議案第9号 只見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、平成30年4月1日より、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律及び同法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が施行され、その中で住所地特例の取り扱いが変わることから変更するものでございます。それと併せまして、附則のほうの、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例を今回の改正に合わせて削除する内容となっておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） すみません。これだけだとよくわからないので、今のその法の改正のところ、もう少し説明していただきたいんですが。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 国民健康保険法等の一部改正の内容でございますが、

○議長（齋藤邦夫君） 後期高齢者。

○保健福祉課長（馬場博美君） すみませんでした。後期高齢者の関係でございますが、住所地特例に関する内容でございます。国保、国民健康保険法の第116条の2の規定によりまして、住所地特例の適用を受けて、従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が75歳到達等により後期高齢者医療に加入した場合には、特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者とするというような改正の内容となっております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、よろしいですか。

ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第9号 只見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第9、議案第10号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、資料、許可します。

〔資料配付〕

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） それでは、議案第10号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

今般、地方自治法の改正によりまして、平成30年4月1日から施行されます国民健康保険の広域化に伴いまして課税額の定義等を改める内容となっております。

資料のほうをご覧いただきたいと思います。第2条第1項でございますが、従前、課税額の定義としまして、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金等課税額と定めてございましたが、それぞれを号立てによりまして、1号から3号に整理をさせていただき、それぞれ国民健康保険事業費納付金として県に納付する費用とする内容でございます。第2項から第4項につきましては、第1項で号立てにより整理をしたことに伴いましての整理でございます。第4条の2につきましては（聴き取り不能）条例が第2条に出てまいりますので整理をさせていただくものでございます。施行日につきましては附則において、平成30

年1月1日から施行させていただいて、第2条によりまして経過措置としまして平成29年度分までは従前の例によるということで整理をさせていただくものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 原案に反対です。理由は、先ほどの第8号で述べました国民健康保険条例の一部を改正する条例に対する反対の中身と同じであります。国が進める、指導の下で進められるこの広域化。受診を抑制して、県民、町民の負担を多くする。医療に掛かる機会を少なくしていく。そういう狙いが大元にありますので反対であります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第10号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第10号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第10、議案第11号 只見町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） それでは、議案第11号 只見町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定についてということで、こちらについては只見町議会基本条例第17条第2号の規定によりまして、議会の議決を求める内容となつてございますのでご説明をさせていただきますと思います。

お手元に配付済みの計画書のほうをご覧いただきたいと思いますが、まず最初に、この表紙の部分と中身の年号の関係でございますが、来年度から平成が終わるというような流れにはなつてございますが、現在のところ平成ということで使用させていただいております。中身のほうも平成という、平成37年とかということで表記をさせていただいておりますのであらかじめご了承をいただきたいと思います。

こちらの計画につきましては、昨年10月と12月、最終が先月の2月23日の委員会を開催いたしまして計画をまとめ上げさせていただいております。第6期計画のほうでは実施していた事業等も含めまして、利用者等の認知調査を実施しまして、各種予防事業等も継続しながら、新たな取り組みも含めて今回の第7期計画のほうを作成しているものでございます。

まず7ページのほうをご覧いただきたいと思いますが、計画策定の背景ということで記載させていただいております。こちらについては高齢化が全国的にも進んでいるところで、本町の要介護認定率については国・県・郡内・南会津圏域内と比較しても最も高く、要介護認定率では今後も年々上昇することが予測されているということでございます。そういった中で、介護予防に関する施策については、これまでどおり高齢者福祉計画で提供するとともに、介護保険制度の中でも地域支援事業の介護予防事業等を重要視していきますということで記

載させていただいております。で、計画の根拠の位置づけということで、法令等の根拠につきましては高齢者福祉計画については老人保健法と現在の高齢者福祉計画の見直しと平成9年12月に公布された介護保険法との整合性を踏まえて一体的に作成する計画になっております。介護保険事業計画につきましては、介護保険法第117条に基づきまして作成された計画になっておりまして、老人保健法及び老人保健法に基づいて作成される高齢化福祉計画と（聴き取り不能）されるものとなっております。計画の位置づけとしましては、第7次只見町振興計画を上位計画として策定しておりまして、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定する内容となっております。

あと13ページの第2章の高齢者を取り巻く環境につきましては、それぞれ、各年度ごとのデータのものの記載となっておりますのでご覧いただきたいと思っております。

それから31ページの第3章では、計画の基本的な考え方ということで、32ページのほうの計画の基本方針ということで、まず高齢者福祉計画については、次の3点を掲げて、その方針に沿った施策の展開を積極的・計画的に推進しますということで、一つ目としては、住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちづくり。二つ目として、明るく活力に満ちた高齢化社会の推進。三つ目として、保健・医療・福祉・介護の連携ということで、それぞれ実施していきたいと思っております。二つ目としては、介護保険事業計画でございますが、こちらから次の3点を掲げまして推進していきたいと考えているところです。すみません、ちょっと、抜けていたかもしれませんが、①の高齢者が安心して暮らせるまちづくり。②として、介護予防の推進と日常生活支援の充実を目指したまちづくり。三つ目として、在宅医療・介護連携を推進するまちづくりということで、この3点を掲げて今後の事業展開のほうを推進していきたいと考えておるところです。

35ページからの第4章につきましては、高齢者福祉計画を定めておりまして、36ページのほうで高齢者福祉施策の提供目標と考え方ということで定めさせていただいております。一つ目としては、生きがい対策事業ということで、昨日の一般質問の中でもございましたが、高齢者がいきいきと潤いある生活の質を高めて、シルバー人材センターの創設による就労機会の整備や老人クラブへの支援、ボランティアへの参加促進など、生涯現役を目指す環境づくりを推進していきたいということで定めておるところです。二つ目としては、健康増進事業。三つ目として、高齢者の福祉事業ということで、それぞれ記載のとおりを定めて、今後推進していきたいというような考えでございます。38ページからは高齢者福祉施策の提供

実績と目標ということで、それぞれ事業の概要と実績と32年度の目標ということで数字的な記載をさせていただいておるところでございます。40ページからは高齢者の保健サービスということで記載をさせていただいております。

で、47ページからについては第5章ということで、介護保険計画になりますが、介護保険給付対象者数の見込みということで記載しておりまして、40歳以上の人口の推計をみますと、合計ではこのような形で、平成30年度の3,136人から平成37年では2,681人ということで減少見込みとなっております。②としまして要支援・要介護認定者数の推計ということで、こちらの合計数で見ますと、少しずつではございますが増加の傾向にあるようになってございます。これを見ますと、人口は減少はしていきますが、要介護認定率は増加傾向にあるということで、今後を見ても保険料の増につながるものではないかなというふうに想定はしているところでございます。続いて、49ページでございますが、介護保険事業者の現状と課題ということで、現状につきましては、第6期計画の中では高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するために必要となる認知症高齢者の支援、医療との連携強化、生活支援サービスの充実等に重点的に取り組めるように推進してまいりました。課題としては、一つ目に記載しておりますが、介護保険制度施行から18年が経過し、制度の定着に伴う要介護認定者及びサービス利用者は年々増加しています。これは高齢化の進展や潜在需要者が表面化してきたもの、こともありますが、利用抵抗感の減少やサービス体制の拡充等の要員により、利用者が促進してきたことから利用者一人一人に合った適正な介護サービスの提供が求められていくようになるというふうに課題を抱えているところでございます。50ページの第7期計画の策定に向けてというところにつきましては、大まかに申し上げますと、第6期では計画の整備を中心に取り組んでまいりました。第7期のほうではその計画を推進する期間として位置付けて取り組んでいきたいと考えております。次ページの日常生活圏の設定でございますが、国道289号線の開通も視野に入れながら、今度は新潟県三条市の医療機関等との連携も考えられることから、本計画期間内にその点も再検討していきたいというふうに考えているところでございます。52ページについては地域包括ケアシステムの推進ということで、こちらについては精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築する為、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関や地域援助事業者などとの連携による支援体制を構築していきたいと考えております。54ページからについては地域包括支援センターの機能強化ということで、運営協議会と連携

しながら定期的な点検を行いまして、運営に対して適切にその評価を行っていききたいというふうに考えております。56ページからについては、今期、町のほうで力を入れて取り組んでいきたい事業ということで記載させていただいております。まず一つ目が在宅医療・介護連携の推進ということで、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係の連携を推進しますということで、8点ほど囲みの中で記載させていただいております。二つ目が認知症施策の推進ということで、こちらにつきましては、認知症サポーターの拡大、地域による徘徊模擬訓練などの広がりなど、地域で支援体制の更なる充実に取り組んでいきますということで記載しております。三つ目としては生活支援の体制整備ということで、こちらは生活支援体制の整備と地域における支え合いの体制づくりの推進を目的として地域の情報共有、連携強化、資源開発に向けた協議の場となる協議体を設置しました。こちらについては2月22日のほうに設置済みでございます。その協議体と生活支援コーディネーターを中心としながら生活支援提供主体の協働・連携体制を構築して生活支援ネットワークの構築と担い手の育成を図っていききたい考えでおります。あと87ページのほうをご覧いただきたいと思いますが、こちらが第7期の第1号被保険者の保険料の設定となっております。第5段階を基準額としまして、月額で5,900円という金額を今期は設定をさせていただいております。この金額につきましても、第2回目の12月に開催しました委員会の中で委員の方からご意見もいただいておりますが、各種いろいろな事業を執り行っている中で、1,000円程度の増額についてはやむを得ないだろうというようなご意見もいただき、第3回目の最終の会の中でも、上がるのは苦しいけどもやむを得ないだろうというようなご意見をいただいているところでございます。今回の第6期計画と比べて1,090円ほどの増額となっておりますが、その主な理由としましては、平成30年度介護報酬の改定による増額。0.54パーセントですが、その金額が現在提示されております。平成31年度に予定されている消費税10パーセントの増税。それから平成31年度に予定されている介護職員の処遇改善による増額。そして、第6期計画中のあさくさホームの整備。そして、五つ目として、平成30年度から訪問リハビリテーションの新たなサービスをこぶし苑のほうで開始します。その関係も要因となっております。六つ目としては、人口減により被保険者は減少しますが、要介護の認定者数は増える見込みとなっております。それに伴い介護サービス給付費も増額と見込まれていることから、1,090円の増額ということで定めさせていただいております。88ページの上段



のほうにつきましては、第7期計画におきましても引き続き低所得者の第1号保険料の軽減強化のため、新第1段階については給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入しまして、保険料を下記の表のとおり軽減しますということで、新第1段階については基準額の50パーセントが調整率となつてございますが、それを45パーセントということで5パーセントの軽減をとっているところでございますので、この軽減の金額につきましては、87ページの第1段階の3万5,400円ですと月額が2,950円になります。それが2,655円ということで295円の軽減になっているところでございます。31年度に消費税の増税が予定されておりますけれども、これに伴う保険料の軽減策につきましては、まだ現在のところは未定ということで、国の方針待ちということで、いるところでございますので、国の方針が出次第、国保につきましては改定の必要が出てきますので、その折には改めてご相談させていただくようになるかと思ひます。89ページのほうにつきましては、介護給付適正化事業の推進ということで、現状と課題ということで、前回の27年から29年における現状と今後の課題ということで掲載させていただいておりますのでご覧いただきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） 50ページに、6期と7期の計画の位置づけというふうに、上段に書いてございますけれども、簡単にちょっと教えていただきたいんですけども、6期と7期のその違い。その事業の違いは、大きくどこにありますでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 6期と7期の違いとしましては、先ほど若干触れさせていただいたんですけど、6期では主に計画の整備を中心に取り組んでおりまして、7期ではそれを実現したいということでございます。尚、それぞれの事業関係についてですが、59ページから介護予防生活支援サービス事業と記載してございまして、それぞれ、これにつきましては継続して取り組んでいるところでございまして、第7期で新たに取り組むものとしましては、先ほども若干その、保険料の額の増額のところで触れさせていただいたんですけども、67ページに記載しております④の訪問リハビリテーション。こちらについては平成30年度から新たに取り組む内容となつてございます。そのほかについては、基本、前回の第6期でも実施しておりました事業等を継続して、今後、より良いものに変えていくような形で取

り組んでいきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） そうしますと、訪問リハビリが新たに30年度から入る新しい事業だということが一つと、6期がまあ、計画だと。で、7期がその実現だということとなればですね、30年度は相当、いわゆる予算的には相当、組んでおられるわけでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 平成30年度事業としましても、例年の流れで計画はさせていただいておるところでございます。金額については、予算書のほうで確認、後でさせていただきたいと思うんですけども、今現在ちょっと、ちょっとお待ちください。

新年度のほうの事業としましては、それぞれのサービス事業のほうで計上は、実績等も踏まえて計上はさせていただいているところでございます。で、金額的には、歳出ベースで申し上げますと、7億1,600万ほどの金額となっております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） そうしますと、29年度よりは相当、30年度は予算が多く、いわゆる6期が計画だと。で、7期が実施といいますか、実現といいますか、そういうふうに捉えた場合に、30年度は相当、29よりは大きい予算を組まれているんでしょうかということです。最後になります。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 29年度の対比で申し上げますと、保健給付費については、減少ということで予算は計上させていただいております。そのほか、地域支援事業費関係については増額ということで記載をさせて、計上をさせていただいております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 最初にですね、57ページからの新総合事業の推進に関するところでの59ページ。一番上の（3）介護予防・生活支援サービス事業の、その項のところの一番下で、サービス単価、利用者負担、利用料を定めていきますというふうになっているんですが、一つはこの総合事業の中での要支援1・2の人達の利用料。介護保険料並みに、基準額に対して低所得者の人は1割なのかということがひとつ。

それから後のこの、この後に出てくる条例の改正との絡みにもなるんですけども、76ペ

ージ、介護療養型医療施設。それから、これ、一覧表で説明書いてありますけど、③ですね。76ページの③。上が③。で、④で、介護医療院というふうになっていて、これ、年度別にはこう、数字出てませんけども、これの方向性。当然、後で条例案が出てきますけども、ここで掲げてますので、これの方向性。計画ですので、これの計画性について教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） まず利用者の利用料関係についてでございますが、今、国のほうから流れている金額で申し上げますと、基本的には変更がないように見ておるところでございます。ですので、今ほど申された、低所得の方々の軽減分についても、今までどおりの流れでいくものと考えておるところでございます。

それから、介護医療院の関係でございますが、介護医療院につきましては、平成30年4月から創設される流れとなつてございまして、こちらについては日常的な医学管理が必要な重度介護者を受け入れるための施設として介護医療院が創設されたということで、内容的には看取りやターミナルケアなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設というふうに定められております。4月から新たに創設されるということなんでございまして、現在、会津管内にはこれに該当しているものは、認定されているものはないように伺っておるところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、よろしいですか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 先ほどの59ページ、繰り返しになりますけども、介護予防・生活支援サービスの事業費のところの、この利用者負担、低所得者に対する軽減措置は従前のおりと。それと介護保険法改正で、いわゆる政府の言ってる高額所得者、年収によって2割負担、さらには3割負担というような狙いもあるようですが、その辺もあれですか。この計画ではその大体、国の、大体、指針どおりで、料金というか、負担のところは改定していくような流れになるんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） その点については、ご意見のとおり、国の指針に沿いまして、それぞれ金額が定められるものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 大変膨大なもので、経済委員会に所属しておる我々にとっては、頭から飲み込むにはもう、送付されたときから困っておりました。委員会、担当委員会の審査を受けられましたので、内容についてはこれでまあ、私らは良いのかなと思いますが、ちょっと確認したいんです。10ページ。10ページの（1）ですかね。計画策定体制の中の（1）。ここの中で只見町と町議会とこう、使い分けておられるようですが、只見町は本計画の決定機関。議会は議決するとか、いろいろあるんですが、ここの町と議会の使い分けっていうのは何等か理由があって使い分けておられるのかお伺いいたします。

それから2点目は、これもつまらない話で申し訳ないですが、50ページあたりに見られます、その和暦と西暦の使い分けなんですけど、全体的に統一されていないような感じがしますが、2025年問題という、ひとつの熟語化しているものをとれば、それはそれでわかりますが、ただ、なんか（37年）とも書いてありますし、和暦法とかなんとかっていう、そういったものからして、これが議決をする文書でありますので、少し細かいことを申し上げますが、この西暦・和暦の使い分けについては何故ですか。この2点です。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） すみません。10ページ目の計画策定体制の只見町と町議会の関係でございますが、あくまでも計画については町のほうで決定しまして、それを議会のほうで議決いただくというような考えから、このような記載をさせていただいたところがございます。

そして、50ページの西暦と和暦の関係でございますが、今ほど委員申されたとおり、2025年問題ということで団塊の世代の関係が出てくるものと思いますので、そういったことで、こちらは西暦表記ということで、ただ、平成との対比ということで両方記載させていただいた流れでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まあ、あの、町、只見町という自治体においては執行機関と議決機関、二つ合わせて只見町であります。ここで議会と町と使い分ける必要はないのかなと、率直にそう思います。

それから、先ほどの年号、和暦・西暦の関係ですが、もし2025年問題を熟語としてお使いであれば、これは下にアスタリスクか何か付けて、いわゆる和暦を使うよう、自治体は定められておりますから、ここら辺、対外的にもその、出るわけですので、ひとつ、この法

令に違反のないようにアスタリスクか何かで、その2025年問題については、あえて2025年と表記するような形で書いておかねばいいのかなど。まあ、議決機関としてはそういうふうには思います。いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今ほどのご意見につきましては、検討したんでは議決いただけないと思いますので、そのような形で記載させていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 3問目なんで。先ほどの新総合事業の推進の関係なんですが、これで只見の場合は、この介護予防・生活支援サービス、福島県の中でも一番早く、伊達市と並んで取り組み開始した町になってますけれども、全国的には去年の4月から開始ということで、そういう点では、この、これ自立支援サービスで、要支援1・2の人が指定解除になったという人は、この統計はとっているというか、そういうのあるんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 要支援1・2の方が、そういう支援事業に参加されている方で介護度が低くなった方は存じているところがございますけども、例えば要支援1の方が支援なくなったということは聞いてはおりませんので、そういった方はいらっしゃらないのかなというふうには思っております。

○議長（齋藤邦夫君） いいですか。

ほかにございませんか。

7番、鈴木好行君。

○7番（鈴木好行君） 73ページ・74ページあたりに、地域密着型サービスということでありまして、そこで区分の今後の方向というところに、本町では実施していないサービスですというふうな文言が何箇所が見られるところがありますけれども、この計画では、今後の方向では、現在は本町で実施していないサービスなんだけど、今後の方向としてやる方向なのか。今後、もうやらないのか。検討していくのかというふうな項目がわからないので、その辺のところ教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今後の方向のところ、本町では実施していないサービスですというところについては、現在、当町のほうでそういう事業者がいらっしゃらないという

ことで、このような記載をさせていただいているところでございます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎延会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） それでは、ちょっとあの、皆さんにお諮りいたしたいと思えますけれども、この議案については、もう少し検討するというので、本日の会議はこれで延会したいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、本日はこれをもって延会といたします。

（午後4時50分）